

第42期定時株主総会資料

〔 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 〕

<事業報告>

企業集団の現況に関する事項

当社の事業所の状況

企業集団の主要な事業内容

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

<連結計算書類>

連結持分変動計算書

連 結 注 記 表

<計算書類>

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

<その他>

(ご参考) 取締役会の実効性に関する分析・評価

(ご参考) 「監査役会の監査報告」補足説明

(ご参考) 健康経営の取組み

K D D I 株 式 会 社

企業集団の現況に関する事項

当社の事業所の状況（2026年 3月31日現在）

（事業所）本店及び本社（東京都）
（総支社）北海道（北海道）、東北（宮城県）、首都圏（埼玉県・神奈川県）、中部北陸（愛知県・石川県）、
関西（大阪府）、中国四国（広島県・香川県）、九州（福岡県）

企業集団の主要な事業内容（2026年 3月31日現在）

当社の企業集団は、当社及び連結子会社193社（国内133社、海外60社）、持分法適用関連会社及び共同支配企業46社（国内36社、海外10社）により構成されています。

当社グループの事業は、サービスとお客さまの属性に応じたセグメントで区分しており、各セグメントの主な事業内容は以下のとおりです。

セグメント	主な事業内容
パ ー ソ ナ ル	パーソナルセグメントでは、個人のお客さま向けにサービスを提供しています。 日本国内においては、「au」「UQ mobile」「povo」のマルチブランドで提供する5G通信サービスを中心に、金融、エネルギー、LX（ライフトランスフォーメーション）等の各種サービスを連携し拡充することで、新たな付加価値・体験価値の提供を目指していることに加え、地域のパートナーの皆さまとともに、デジタルデバйд解消とサステナブルな地域共創の実現を目指しています。 海外においては、国内で培った事業ノウハウを活かし、モンゴルのお客さま向けに、通信サービス、金融サービス及び映像等のエンタメサービスを提供するとともに、ミャンマーでは現地通信事業者のサポートに取り組んでいます。また、日本から海外へ渡航されるお客さま、海外から日本に來られるお客さま向けの通信サービスについても利便性の向上に努めています。
ビ ジ ネ ス	ビジネスセグメントでは、日本国内及び海外において、幅広い法人のお客さま向けに、スマートフォン等のデバイス、ネットワーク、クラウド等の多様なソリューションや、「Telehouse」ブランドでのデータセンターサービス等を提供しています。 加えて、AI時代の新たなビジネスプラットフォーム「WAKONX」を立ち上げ、法人のお客さまが抱える業界特有の課題解消に取り組み、お客さまの事業成長と社会課題解決に貢献していきます。 引き続き、5G通信を中心にIoTやDX、生成AI等を活用したソリューションを、パートナー企業との連携によってグローバルにワンストップで提供し、お客さまのビジネスの発展・拡大をサポートしていきます。

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役の合計10名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。

なお、2025年12月31日をもって監査役を辞任した福島 直樹氏とも、同様の責任限定契約を締結していました。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、被保険者が負担することになる「職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害」を補填することとしています。なお、当該保険契約の保険料は全額当社及び当社の子会社が負担しています。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会にて決議、対外的に公表し、会社業務の執行の公正性、透明性及び効率性を確保するとともに、企業クオリティを向上すべく、実効性のある内部統制システムの整備を図っています。

1 コーポレート・ガバナンス

(1) 取締役会

取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規則及び取締役会付議基準に基づき、法令等に定める重要事項及び経営計画等の決定を行うとともに、取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督する。

取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

(2) 業務執行体制

①執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、有効かつ効率的に業務を遂行する。

②取締役会付議事項の他、業務執行に係る重要事項については、取締役、執行役員等にて構成される経営会議において、経営会議規程に基づき審議し、決定する。

(3) 監査役の職務遂行の実効性を確保するための体制

①監査役が取締役会に出席する他、社内主要会議に出席するとともに、重要な会議の議事録、稟議書、契約書等を閲覧することができる措置を講じる。

②取締役及び従業員、子会社の取締役等並びに内部監査部門は、監査役の職務遂行に必要な情報を適宜・適時に監査役に報告する他、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告する。また、取締役及び従業員、子会社の取締役等並びに内部監査部門は、監査役と意見交換を行い、連携を図る。

③監査役の職務を補助するための監査役室を設置し、専任の従業員を配置する。当該従業員に対する指揮命令権は各監査役に属するものとし、その人事については、事前に監査役会又は監査役会の定める常勤監査役の同意を得る。

- ④監査役に対する報告を行ったことにより、報告を行った者が不利益を被らない措置を講じる。
- ⑤監査役が職務を遂行可能とするために必要な費用については前払を含めてその支払いに応じる。

2 コンプライアンス

- (1) 全ての取締役及び従業員は、遵守すべき基本原則を掲げた「KDDI行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図る。
- (2) 反社会的勢力に対しては毅然とした対応を取り、一切の関係遮断に取り組む。
- (3) KDDIグループの企業倫理に係る会議体において、KDDIグループ各社の重大な法令違反、その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組む。
- (4) 社内外に設置されているコンプライアンスに係る内部通報制度の適切な運用を図る。
- (5) 社内外研修、社内の啓発活動等により、コンプライアンスの理解と意識向上に努める。

3 経営目標を適正かつ効率的に達成するためのリスク管理

- (1) 取締役等で構成される経営戦略等に係る会議体において、KDDIグループの持続的な成長を図るべく、ビジネスリスクの分析及び事業の優先順位付けを厳正に行い、適切な経営戦略や経営計画を策定する。その実現のため、業績管理に係る会議体において、月次でビジネスリスクを監視し、業績管理の徹底を図る。
- (2) 各部門に「内部統制責任者」を設置し、経営目標を適正かつ効率的に達成するためのリスク管理を自律的に推進する。
 - ①リスク情報を定期的に洗い出しこれを一元的に管理するリスク管理部門を中核とし、全ての部門、取締役及び従業員が連携して、社内関連規程に基づき、KDDIグループのリスクを適切に管理し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組む。
 - ②会社事業に重大かつ長期にわたり影響を与える事項については、事業へのリスクを可能な限り低減するための対応策を検討し、策定する。
 - ③財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従い、連結ベースで全社的な内部統制の状況や重要な業務プロセスについて、文書化、評価及び改善を行い、財務報告の信頼性の一層の向上を図る。
 - ④業務の有効性・効率性の向上や資産の適正な取得・保管・処分等、KDDIグループの業務品質向上のために必要な体制の整備、充実を図る。
- (3) 電気通信事業者として、以下の取組みを行う。
 - ①通信の秘密の保護
通信の秘密は、これを保護することがKDDIグループの企業経営の根幹であり、これを厳守する。
 - ②情報セキュリティ
お客さま情報等の漏洩の防止、電気通信サービス用ネットワークへのサイバーテロの防護など会社の全情報資産の管理については、情報セキュリティに関する会議体等において、その施策を策定し、取締役及び従業員が連携して情報セキュリティの確保を図る。
 - ③災害時等におけるネットワーク及びサービスの復旧
重大な事故・障害、大規模災害等による通信サービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため事業継続計画（BCP）を策定し、ネットワークの信頼性向上とサービス停止の防止施策を実施する。
非常災害発生時等には、迅速な復旧等のため、可及的速やかに対策本部を設置して対応にあたる。

4 ステークホルダーとの協働に係る取組み

- (1) 全社を挙げての以下の活動取組みにより、KDDIグループの活動全体に対する支持と信頼を獲得し、お客さま満足度の向上と顧客基盤の強化・拡大を達成する。
 - ①お客さまニーズや苦情への迅速かつ適切な対応により、お客さまの体験価値の向上を目指すCX（Customer Experience）活動に取り組む。
 - ②諸法令を遵守し、お客さまに安心、安全で高品質な製品・サービスを提供するとともに、製品・サービスの提供にあたっては、お客さまが適切に製品・サービスを選択し利用できるよう、わかりやすい情報の提供と適正な表示を行う。
- (2) 全てのステークホルダーから理解と信頼を得るため、KDDIグループの経営の透明性を確保し、KDDIグループの広報・IR活動のさらなる充実に努める。
- (3) KDDIグループを取り巻くビジネスリスクについては、情報開示に係る会議体において、公正に洗い出し、適時、適正に開示する。さらにKDDIグループの社会的責任に係る事項について、環境への取組みや社会的貢献等を含め、サステナビリティを推進する部門を中心に、サステナビリティ統合レポートを作成し、開示する。

5 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社での業務の適正を確保するため子会社管理に関する規程を定め、以下の体制を整備する。
 - ①子会社毎に当該子会社の管理を主管する出資先管理部門及び子会社横断での統括管理部門を定め、子会社に対する管理及び支援体制を確立する。
 - ②子会社に派遣する取締役、監査役及びその他従業員に係る子会社管理上の役割を定め、子会社ガバナンスの実効性を確保する。
 - ③子会社の重要な意思決定事項に関し、当社の取締役会及び経営会議等での承認対象項目及び手順を定め、子会社の管理体制を確立する。
 - ④子会社に対する報告対象項目及び手続きを定め、子会社との連携体制を確立する。
- (2) 各子会社にはKDDIグループとしての「内部統制責任者」を設置し、各子会社での業務の適正を確保するとともにリスクの適切な管理及び低減策を推進し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組む。
- (3) 各子会社の企業倫理に係る会議体を通じて、子会社の重大な法令違反、その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組むとともに、各子会社に内部通報制度を導入し、適切に運用する。
また、「KDDI行動指針」に基づき、子会社の取締役及び全従業員が常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図る体制の確保を推進する。

6 内部監査

KDDIグループの業務全般を対象に内部監査を実施し、内部統制体制の適切性や有効性を定期的に検証する。内部監査結果は、問題点の改善・是正に関する提言を付して代表取締役社長に報告する他、監査役に報告を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、取締役会にて決議・公表した「内部統制システム構築の基本方針」により、会社業務の執行の公正性、透明性及び効率性を確保するとともに、企業クオリティの向上に努めています。

1 コーポレート・ガバナンス

(1) 取締役会

当社では、取締役会規則及び取締役会付議基準に基づき取締役会を開催しています。

2025年度においては12回の取締役会を開催し、法令等に定める重要事項や経営計画等の決定を行うとともに、取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督しています。

また、取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規則に従い、適切に保存・管理をしています。

(2) 業務執行体制

①業務執行については、執行役員制度を採用し、執行役員規則に基づき権限の委譲と責任体制の明確化を図っています。

②経営会議規程に基づき開催される経営会議において、業務執行に係る重要事項を審議し、決定しています。2025年度においては13回の経営会議を開催し、経営上の重要事項の審議を実施しています。

(3) 監査役の職務遂行の実効性を確保するための体制

①監査役が、取締役会の他、社内主要会議に出席することができる体制を整えるとともに、重要な会議の議事録、稟議書等を閲覧することができる措置を講じています。

②経営層に報告を行う重要な事項については、適宜適切に監査役に報告を行う他、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告することとしています。また、監査役との間では、代表取締役等との定期的な会合に加えて内部監査部門及び国内外の子会社の取締役等との意見交換を通じて、連携を図っています。

③監査役の職務を補助するために監査役室を設置し、監査役室の従業員に関する人事については監査役の同意を得て実施しています。

④内部通報処理規程において、監査役への報告も含め、通報に際し報告者は不利益を被らない旨を明記しています。

⑤監査役の職務遂行に必要な費用については、当社にて適切に負担しています。

2 コンプライアンス

(1) KDDI行動指針の策定、浸透

全ての取締役及び従業員が職務の執行に際し遵守すべき基本原則を掲げた「KDDI行動指針」を策定し、その浸透に努めています。

また、企業倫理・コンプライアンスに関するe-learningコンテンツを制作、展開し、その理解浸透に努めています。

(2) 反社会的勢力への対応

反社会的勢力との関係遮断への取組みについては社内に主管部門を定め、当該部門による調査会議により運用状況を確認しています。

(3) KDDIの企業倫理活動

KDDIグループ各社の重大な法令違反、不祥事等の早期発見・対処に取り組むため、KDDIグループ企業倫理部会を定期的（年2回）に開催しています。

(4) 内部通報制度

内部通報制度の運用にあたっては、内部通報カードの従業員及び子会社への配布、アンケートによる従業員の認知度／利用意向調査等による浸透活動を実施しています。また、新卒／中途採用社員、グループ会社取締役及び監査役への内部通報制度に関する研修の実施等により、引き続き制度の実効性向上に努めています。

更に、独立した内部通報ルートとして監査役に対する通報ルートを整備し、常勤監査役のみへの内部通報に適宜対応しています。

(5) コンプライアンスに係る社内外研修、社内の啓発活動等

コンプライアンスに対する意識向上については、一般従業員のほか、グループ会社新任取締役及び監査役等の各層に対し、様々な研修を実施しています。

3 経営目標を適正かつ効率的に達成するためのリスク管理

(1) ビジネスリスクの監視、業績管理の徹底

当社では、経営会議等の会議体において、事案毎にビジネスリスクを明確にしたうえで、業務執行に係る重要事項を審議し、決定しています。

2025年度からリスクマネジメント委員会を設置し、経営上の重要リスクを一元的に集約して取締役レベルで審議しています（年2回）。委員長を代表取締役社長、常任委員を取締役及び主要な執行役員で構成し、重要リスクの特定、対応責任者の選定、対応方針の策定などを行っています。

また、2025年度においては、月次採算検討会議を計9回、経営戦略会議を計18回開催し、業績管理及びビジネスリスクのモニタリングを実施しています。

(2) 内部統制責任者体制の構築、運用

当社では、各部門及び子会社に「内部統制責任者」を設置し、経営目標を適正かつ効率的に達成するためのリスク管理を自律的に推進しています。

① リスクマネジメント活動方針の策定、実施

リスクマネジメント委員会配下のリスクマネジメント部会にて、リスクマネジメント活動方針及び運用状況等を定期的（年2回）に報告しています。

② リスク点検

コーポレート統括本部が主管となり、各本部及び子会社において、期初・上期末・下期末の3回リスク点検を実施し、課題と対応状況をモニタリングしています。

③ 財務報告の信頼性確保

財務報告の信頼性確保を図るため金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従って連結ベースで評価を行っています。その中で、2025年度に判明した当社連結子会社における架空循環取引を踏まえて内部統制上の不備と認識した事項については、その解消に向けて改善活動に取り組んでまいります。

④ 業務品質向上活動

業務の有効性・効率性の向上等、KDDIグループの生産性向上のため、各本部が実務に即したテーマ・取組みを設定し、全社で自律的な業務プロセス改善に取り組んでいます。

(3) 電気通信事業者としての取り組み

① 通信の秘密の保護

通信事業の根幹である「通信の秘密」については、制度、体制、業務プロセス、システム等の面から保護に取り組んでいます。万一課題が発生した場合の対応体制も整備しています。

②情報セキュリティ

お客さま情報等の漏洩の防止、電気通信サービス用ネットワークへのサイバー攻撃の防護に向けた施策や、国内外の情報セキュリティ関連法令への対応等については、情報セキュリティ部会を定期的（年6回）に開催し、KDDIグループ全体で企画・推進しています。

③災害時におけるネットワーク及びサービスの復旧

当社においては、重大な事故・障害、大規模災害等による通信サービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため事業継続計画（BCP）を策定しています。2025年度は全社版BCPの更新を行うとともに、非常事態を想定した各種訓練を定期的に実施し、災害等の発生に備えています。

4 ステークホルダーとの協働に係る取組み

(1) KDDIグループの活動全体に対する支持と信頼を獲得し、お客さま満足度の向上と顧客基盤の強化・拡大を達成するための取組み

①CX活動

お客さまニーズやご指摘への迅速かつ適切な対応によりお客さまの体験価値の向上を目指すCX（Customer Experience）活動に取り組んでおり、各部門が主管する事業に係るお客さま体験価値の向上に向けた活動を推進するための会議体を設置し、継続的な活動を実施しています。

②お客さまへの適切な情報提供

お客さまが適切に製品・サービスを選択し利用できるような適切な情報提供を行うために、当社内にクリエイティブ管理室を設置して消費者向けの広告や販促物等を管理するとともに、景品表示法に抵触するおそれのある事案が発生した場合の社内体制及び報告フローを整備し、運用しています。また、景品表示法に関する社内の意識向上に向け、e-learning等による啓発活動を実施しています。

また、電気通信事業に係る、お客さま視点に立った消費者保護政策分野、競争ルール政策分野で顕在化した課題に速やかに対応するための社内体制を整備し、適切な対応を実施しています。

(2) KDDIグループの広報・IR活動の充実

当社のIR活動の指針となる「IR基本方針」を取締役会にて定め、当社ホームページに掲載しています。

個人投資家、アナリスト、国内外の機関投資家への説明会の開催や各種IR資料のホームページ掲載により、KDDIグループの広報・IR活動の更なる充実に努めています。

また、KDDI MUSEUM及びKDDIパラボラ館の運営等を通じて、KDDIの企業史や設備、社会的意義、最新サービスに触れていただくことで、事業に関する理解浸透を図っています。

(3) KDDIグループを取り巻くビジネスリスク及び社会的責任に関する取組みに係る情報開示

当社ではディスクロージャー委員会を定期的（年4回）に開催し、情報開示に係る事項の審議を行っています。また、必要に応じ臨時のディスクロージャー委員会も開催しています。

なお、財務情報・非財務情報を「サステナビリティ統合レポート」にて開示し、環境・社会・ガバナンス（ESG）等に関する詳細情報についてはサステナビリティWEBサイトにて公開する等、積極的な情報開示に努めています。

5 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社での業務の適正を確保するための体制整備

子会社での業務の適正を確保するため子会社管理に関する規程を定め、以下の体制を整備しています。

- ①子会社に対する管理及び支援体制を確立するため、子会社毎に当該子会社の管理を主管する出資先管理部門及び子会社横断での統括管理部門を定め、両部門が連携し子会社管理を行うとともに、新規子会社等を中心に運営基盤整備支援活動を実施しています。
- ②子会社ガバナンスの実効性を確保するため、子会社に取締役、監査役及びその他従業員を派遣するとともに、それぞれに子会社管理上の役割を定め、教育・研修を実施しています。
- ③子会社の重要な意思決定事項に関し、対象項目及び手順を社内規程に定め、子会社の管理体制を確立しています。
- ④子会社の重要な報告事項に関しても、同様に対象項目及び手順を社内規程に定めるとともに、リスク情報の報告基準や窓口の周知を行っています。

(2) 子会社でのリスクを適切に管理し経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組む体制

国内子会社及び主要な海外統括拠点等を内部統制責任者制度の対象とし、2025年度においては新規国内子会社を1社、同制度に追加しています。

各社の内部統制責任者は、各社毎の重要リスクに係る点検を実施することにより課題の洗い出しと対応状況を管理して当社と共有するとともに、当社からは各社の課題の確認、対策検討・実施の支援を行っています。

また、KDDIグループ各社が参加するリスクマネジメント連絡会を定期的（年2回）に開催し、リスク情報や方針・取組みの共有等を実施しています。

(3) KDDIグループの企業倫理活動

子会社各社とは企業倫理部会を定期的（国内子会社年2回、海外子会社年1回）に開催し、各社のコンプライアンスに係る問題、事故の発生状況及び対策等を共有し、子会社各社での企業倫理の向上に努めています。

また、国内外子会社においても、内部通報カードの配布や通報窓口の認知度調査等、内部通報制度の浸透に向けた周知活動を継続して実施しています。

(4) 当社連結子会社における不適切な取引について

上記取組みにもかかわらず、2025年度に判明した当社連結子会社における架空循環取引について、当社は重大な事態と認識し、顕在化した課題の再発防止の徹底のみならず、本件をグループ全体がこれまで以上に結束を深める契機と捉え、より強靱で一体感ある企業グループを目指し、KDDIグループ全体のガバナンス強化に取り組んでまいります。

6 内部監査

KDDIグループ全体の業務全般を対象に内部監査計画を経営会議にて決定し、同計画に基づき内部監査を実施しています。

2025年度には、国内子会社、海外子会社、特定部門の重要リスクに係わる業務プロセスの運営状況の監査を中心に、全26件の内部監査を実施しています。

監査結果については、代表取締役社長へ報告するとともに、取締役・監査役との共有を図っています。

連結持分変動計算書

当連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	その他の 包括利益 累計額	合計		
2025年4月1日	141,852	259,047	△819,072	5,495,689	50,556	5,128,072	522,500	5,650,572
誤謬の訂正による累積的影響額	—	—	—	△95,576	—	△95,576	—	△95,576
遡及処理後当期首残高	141,852	259,047	△819,072	5,400,113	50,556	5,032,495	522,500	5,554,995
当期包括利益								
当期利益	—	—	—	707,112	—	707,112	73,549	780,661
その他の包括利益	—	—	—	—	41,688	41,688	2,117	43,805
当期包括利益合計	—	—	—	707,112	41,688	748,800	75,666	824,466
所有者との取引額等								
剰余金の配当	—	—	—	△301,566	—	△301,566	△54,260	△355,826
その他の包括利益累計額から利益 剰余金への振替	—	—	—	△104	104	—	—	—
自己株式の取得及び処分	—	△64	△400,004	—	—	△400,068	—	△400,068
自己株式の消却	—	△396,515	396,515	—	—	—	—	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	396,515	—	△396,515	—	—	—	—
企業結合による変動	—	—	—	—	—	—	△1,487	△1,487
支配継続子会社に対する持分変動	—	△1,438	—	—	—	△1,438	△26,620	△28,058
その他	—	83	488	△2,055	—	△1,484	154	△1,330
所有者との取引額等合計	—	△1,420	△3,002	△700,240	104	△704,558	△82,213	△786,771
2026年3月31日	141,852	257,627	△822,073	5,406,985	92,347	5,076,738	515,952	5,592,690

(ご参考) 前連結会計年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計
	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	その他の 包括利益 累計額	合計		
2024年4月1日	141, 852	310, 587	△845, 093	5, 457, 264	123, 438	5, 188, 048	543, 864	5, 731, 912
当期包括利益								
当期利益	—	—	—	655, 416	—	655, 416	80, 430	735, 846
その他の包括利益	—	—	—	—	△73, 100	△73, 100	4, 317	△68, 783
当期包括利益合計	—	—	—	655, 416	△73, 100	582, 316	84, 747	667, 062
所有者との取引額等								
剰余金の配当	—	—	—	△286, 908	—	△286, 908	△55, 262	△342, 169
その他の包括利益累計額から利益 剰余金への振替	—	—	—	△217	217	—	—	—
自己株式の取得及び処分	—	△166	△400, 001	—	—	△400, 167	—	△400, 167
自己株式の消却	—	△425, 672	425, 672	—	—	—	—	—
利益剰余金から資本剰余金への振替	—	425, 672	—	△425, 672	—	—	—	—
企業結合による変動	—	613	—	—	—	613	5, 510	6, 123
支配継続子会社に対する持分変動	—	△52, 259	—	—	—	△52, 259	△56, 501	△108, 760
その他	—	272	351	231	—	853	142	995
所有者との取引額等合計	—	△51, 540	26, 022	△712, 566	217	△737, 868	△106, 111	△843, 979
2025年3月31日	141, 852	259, 047	△819, 072	5, 400, 113	50, 556	5, 032, 495	522, 500	5, 554, 995

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 193社

主要な連結子会社の名称

沖縄セルラー電話（株）、JCOM（株）、UQコミュニケーションズ（株）（注）、ビッグロープ（株）、（株）イーオンホールディングス、中部テレコミュニケーション（株）、auフィナンシャルホールディングス（株）、ジュービターショップチャンネル（株）、auエネルギーホールディングス（株）、（株）エナリス、KDDIまとめてオフィス（株）、アルティウスリンク（株）、KDDI Sonic-Falcon（株）、KDDI Digital Divergence Holdings（株）、アイレット（株）、KDDIエンジニアリング（株）、（株）ラック、KDDI America, Inc.、Telehouse Canada, Inc.、KDDI Europe Limited、北京凱迪通愛通信技術有限公司、KDDI Asia Pacific Pte Ltd、TELEHOUSE International Corporation of America、TELEHOUSE Holdings Limited、TELEHOUSE International Corporation of Europe Ltd、KDDI SUMMIT GLOBAL SINGAPORE PTE. LTD.、KDDI Summit Global Myanmar Co., Ltd.、MobiCom Corporation LLC

新たに連結子会社となった主な会社の名称及び新規連結の理由

・（株）医用工学研究所

追加取得による

（注）UQコミュニケーションズ（株）については、日本基準においては持分法を適用しておりますが、IFRSを適用するにあたり当社の同社に対する実質支配力について判定した結果、IFRSにおいては子会社として連結しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社及び共同支配企業の数 46社

主要な関連会社及び共同支配企業の名称

（株）ローソン、京セラコミュニケーションシステム（株）、KKCompany Technologies Inc.、（株）カカココム

4. 連結子会社の会計年度等に関する事項

決算日が当社の決算日と異なる子会社については、当社の決算日に仮決算を行い、これに基づく計算書類を連結しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産及び金融負債の評価基準及び評価方法

① 金融資産

(a) 金融資産の認識及び測定

当社グループでは、金融資産は、契約条項の当事者となった場合に認識しております。営業債権及びその他の債権については、これらの取引日に当初認識しております。当初認識時において、金融資産をその公正価値で測定し、金融資産が純損益を通じて公正価値で測定するものでない場合には、金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算しております。純損益を通じて公正価値で測定された金融資産の取引費用は、純損益に認識しております。

(b) 金融資産の分類（デリバティブを除く）

デリバティブを除く金融資産の分類及び測定モデルの概要は以下のとおりであります。当社グループは、金融資産を当初認識時に償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合に償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・当社グループのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接帰属する取引費用も含む）で当初認識しております。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しております。

- (ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産
 当社グループは、資本性金融資産については、公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益を通じて認識するという取消不能な選択を行っております。公正価値変動による利得及び損失の事後における純損益への振替は行われません。
 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は、公正価値（直接帰属する取引費用も含む）で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」として、その他の包括利益に含めております。
 認識を中止した場合、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えております。
 なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産からの配当金については、純損益で認識しております。
- (iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産
 以下の要件をともに満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しています。
 ・当社グループのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的として保有している場合
 ・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合
 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産は、公正価値（直接帰属する取引費用も含む）で当初認識しております。
 当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」として、その他の包括利益に含めております。
 認識を中止した場合、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を純損益に振り替えております。
- (iv) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産
 上記のいずれにも区分されない場合、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。
 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に純損益で認識しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得または損失は純損益で認識しております。
 当社グループは、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定していません。
- (c) 金融資産の認識の中止
 当社グループは、金融資産は、キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、あるいは、当社グループが金融資産の所有に係るリスク及び経済価値のほとんどすべてが移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。移転した金融資産に関して当社グループが創出した、または当社グループが引き続き保有する持分については、資産の認識を継続しております。
- ② 金融負債（デリバティブを除く）
 (a) 金融負債の認識及び測定
 当社グループは、金融負債を当社グループが当該金融商品の契約当事者になった時点で認識しております。金融負債の測定は以下の(b)金融負債の分類に記載しております。
- (b) 金融負債の分類
 償却原価で測定する金融負債
 償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しております。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。
- (c) 金融負債の認識の中止
 当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消または失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。
- ③ 金融資産及び金融負債の表示
 金融資産及び金融負債は、当社グループが、それらの残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。
- ④ 金融資産の減損
 当社グループは、当初認識時点から信用リスクが著しく増大していない場合には、著しく増大していない金融商品に対する損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。当初認識時点から信用リスクの著しい増大があった場合には、信用リスクの著しい増大がある金融資産に対する損失評価引当金を残存期間にわたる予想信用損失に等しい金額で測定しております。信用リスクが著しく増大しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて判断しており、デフォルトリスクに変化があるかどうかの判断にあたっては、以下を考慮しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、当初から残存期間にわたる予想信用損失を認識しております。
 ・金融資産の外部格付
 ・内部格付の格下げ
 ・売上の減少などの借手の営業成績の悪化
 ・親会社、関連会社からの金融支援の縮小
 ・延滞（期日超過情報）
 また、予想信用損失は、契約上受け取ることのできる金額と受取が見込まれる金額との差額の割引現在価値に基づいて測定しております。

⑤ デリバティブ及びヘッジ会計

デリバティブは、デリバティブ契約を締結した日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各期末日の公正価値で再測定しております。

当社グループにおいて、為替変動リスク、金利変動リスク、公正価値変動リスク等を軽減するため、為替予約、為替スワップ、金利スワップの各デリバティブ取引を実施しております。

再測定の結果生じる利得または損失の認識方法は、デリバティブがヘッジ手段として指定されているかどうか、また、ヘッジ手段として指定された場合にはヘッジ対象の性質によって決まります。

当社グループは、デリバティブについてキャッシュ・フロー・ヘッジ（認識されている資産または負債、もしくは可能性の非常に高い予定取引に関連する特定のリスクによるキャッシュ・フローの変動のエクスポージャーに対するヘッジ）、公正価値ヘッジ（認識されている資産または負債、もしくは未認識の確定約定に関連する特定のリスクによる公正価値の変動のエクスポージャーに対するヘッジ）の指定を行っております。

当社グループは、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、ならびに種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。

当社グループはまた、ヘッジ開始時及び継続的に、ヘッジ取引に利用したデリバティブ金融商品がヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動及び公正価値の変動を相殺するために有効であるか評価しております。具体的には、下記項目のすべてを満たす場合においてヘッジが有効と判断しております。

(i) ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係が相殺をもたらすこと

(ii) 信用リスクの影響が経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと

(iii) 「ヘッジ比率」は実際に使用しているヘッジ対象とヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであることがヘッジ会計の適格要件となっていること

ヘッジの有効性は、将来のヘッジ指定期間に亘り有効性が確保されているか否かにより判断されます。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブについて、当初認識後の公正価値の変動のうちヘッジ有効部分はその他の包括利益で認識し、ヘッジ非有効部分は純損益で認識しております。その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額はヘッジ対象のキャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期に、純損益に振り替えております。

ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要求に合致しなくなったとしても、リスク管理目的が変わっていない場合、ヘッジの要件を再び満たすようにヘッジ関係のヘッジ比率を調整しております（以下「バランス再調整」）。

バランス再調整をした後で、キャッシュ・フロー・ヘッジがヘッジ会計の要件をもはや満たさなくなった場合、あるいはヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。ヘッジ会計を中止した場合、当社グループは、すでにその他の包括利益で認識したキャッシュ・フロー・ヘッジの残高を、予定取引が発生するまでその他の包括利益に計上しております。予定取引の発生が予想されなくなった場合は、キャッシュ・フロー・ヘッジの残高は、純損益で認識しております。

公正価値ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブについて、ヘッジ手段であるデリバティブを公正価値で事後測定することによる利得又は損失は、純損益で認識しております。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、純損益で認識するとともにヘッジ対象の帳簿価額を修正しております。ただし、ヘッジ対象が、公正価値の変動をその他の包括利益で測定する資本性金融商品である場合は、ヘッジ手段であるデリバティブを公正価値で事後測定することによる利得又は損失は、その他の包括利益で認識しております。

バランス再調整をした後で、公正価値ヘッジがヘッジ会計の要件をもはや満たさなくなった場合、あるいはヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。当社グループは、ヘッジ会計を中止した時点から、ヘッジ対象の価値変動の償却を開始しております。

ヘッジ手段であるデリバティブ金融商品の公正価値全額は、ヘッジ対象の満期が12ヶ月を超える場合は非流動資産または非流動負債に、ヘッジ対象の満期が12ヶ月未満である場合には流動資産または流動負債に分類されております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、主として携帯端末等の商品及び工事関連の仕掛品から構成されております。

棚卸資産は、原価または正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。原価は、原則として移動平均法に基づいて算定しており、購入原価ならびに棚卸資産の現在の保管場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除した金額で算定しております。

(3) 有形固定資産、無形資産及び使用権資産の評価基準、評価方法及び減価償却または償却の方法

① 有形固定資産

(a) 認識及び測定

当社グループは、有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、資産の解体・撤去及び設置していた場所の原状回復費用に関する初期見積費用及び資産計上すべき借入コスト等を含めることとしております。

有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しております。

取得後コストは、当該項目に関連する将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、かつ、当該項目の取得原価が信頼性をもって測定できる場合には、当該資産の帳簿価額に含めるか、または適切な場合には個別の資産として認識しております。その他の修繕及び維持費は、発生時に費用として認識しております。

(b) 減価償却及び耐用年数

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算定しております。土地及び建設仮動定は減価償却しておりません。有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しております。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

通信設備	
機械設備	9～15 年
空中線設備	10～42 年
市内・市外線路設備	10～27 年
その他の設備	9～27 年
建物及び構築物	10～38 年
その他	5～22 年

なお、減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は毎期見直しを行い、変更があった場合は会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(c) 認識の中止

有形固定資産は、処分時点で認識を中止しております。有形固定資産項目の認識の中止から生じる利得または損失は、当該資産項目の認識中止時に純損益に含めております。

② 無形資産

(a) 認識及び測定

当社グループは、のれんを除く無形資産の測定において原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、無形資産の定義を満たし、識別可能であり、かつ、公正価値が信頼性をもって測定できる場合、のれんとは別個に識別され、取得日の公正価値で認識しております。

新しい科学技術または技術的な知識及び理解を得る目的で実施される研究活動に対する支出は、発生時に費用として認識しております。

開発活動に対する支出は、開発費用が信頼性をもって測定可能であり、製品または工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来的に経済的便益をもたらす可能性が高く、当社グループが開発を完了させ、当該資産を使用または販売する意図及びそのための十分な資源を当社グループが有している場合にのみ無形資産として計上を行い、それ以外は発生時に費用として認識しております。

(b) 償却及び耐用年数

無形資産は見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。主要な無形資産ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産は償却を行っておりません。

ソフトウェア	5～10 年
顧客関連	8～30 年
番組供給関連	22 年
周波数移行費用	9～17 年
その他	6～20 年

償却方法及び見積耐用年数は、毎期見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③ のれん

のれんは、取得原価が、取得日における被取得子会社の識別可能な純資産に対する当社グループ持分の公正価値を上回る場合の超過額であります。

減損テストの目的上、企業結合により取得したのれんは、資金生成単位または資金生成単位グループのうち、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれるものに配分しております。のれんが配分される各資金生成単位または資金生成単位グループは、のれんを内部管理目的で監視している企業内の最小のレベルを表しております。

のれんは減損損失累計額を控除した取得原価で測定しております。のれんの償却は行わず、毎期、及び事象または状況の変化によって減損の兆候がある場合に、減損テストを実施しております。

④ リース

当社グループでは、リース契約開始時に、その契約がリースであるか、または契約にリースが含まれているか否かについては、契約の実質に基づき判断しております。契約の履行が、特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約の場合、当該資産はリースの対象となります。

契約がリースまたはリースが含まれている場合、リース負債の当初測定のコスト等を加減した金額で使用权資産を当初認識しております。リース負債は、契約開始時に同日現在で支払われていないリース料の現在価値で当初認識しております。

使用权資産は、契約開始時から使用权資産の耐用年数の終了時またはリース期間の終了時のいずれか早い方までの期間にわたって定額法で減価償却を行っております。

リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直しまたはリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

⑤ 有形固定資産、のれん、無形資産及び使用権資産の減損

当社グループでは、毎期有形固定資産、無形資産及び使用権資産の帳簿価額につき、減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候がある場合には、その資産またはその資産の属する資金生成単位または資金生成単位グループごとの回収可能価額の見積りを行っております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、減損の兆候がある時、及び減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。資金生成単位または資金生成単位グループは、他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

回収可能価額は、売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前の割引率により、現在価値に割り引いて算定しております。

減損テストにおいて資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位または資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位または資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しております。のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入は行っておりません。

のれんを除く減損を計上した有形固定資産、無形資産及び使用権資産については、各報告日において、損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入の兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入しております。減損損失を認識後に戻入される場合、当該資産（または資金生成単位）の帳簿価額は、改訂後の見積り回収可能価額まで増額します。ただし、当該減損の戻入は、戻入時点における資産（または資金生成単位）が、仮に減損損失を認識していなかった場合の帳簿価額を超えない範囲で行います。減損損失の戻入は、その他の収益として認識しております。

(4) 重要な引当金の計上方法

引当金は、過去の事実から生じた法的または推定的義務で、当社グループが当該義務を決済するために経済的便益が流出する可能性が高く、その義務の金額を信頼性をもって見積ることができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値及び必要に応じてその負債に特有のリスクを反映させた税引前割引率で割り引いた期待将来キャッシュ・フローにより、引当金の額を算出しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

(a) 確定給付制度

確定給付年金制度に関連して連結財政状態計算書で認識する資産（退職給付に係る資産）または負債（退職給付に係る負債）は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額に対して、利用可能な経済的便益を検討の上、必要に応じて資産上限額に関する調整を行うことにより認識しています。確定給付制度債務は、独立した年金数理人が予測単位積増方式を用いて毎期算定しております。割引率は将来の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、その割引期間に対応した、かつ、給付金が支払われる通算建の期末日時点の優良社債の市場利回りに基づいております。

確定給付費用は、勤務費用、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額及び確定給付制度負債（資産）の純額に係る再測定から構成されます。勤務費用及び利息純額については純損益で認識し、利息純額の算定には前述の割引率を使用しております。再測定は数理計算上の差異、過去勤務費用及び制度資産に係る収益（利息純額に含まれる金額を除く）から構成されております。数理計算上の差異は発生時に即時にその他の包括利益として認識し、過去勤務費用は純損益として認識しております。

当社グループは、確定給付制度から生じるすべての確定給付負債（資産）の純額の再測定を即時にその他の包括利益で認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。

(b) 確定拠出制度

確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に純損益として認識しております。

また、一部の子会社では複数事業主による年金制度に加入しており、期中の拠出額を年金費用として純損益で認識し、未払拠出金を債務として認識しております。

(6) 収益の認識基準

当社グループにおける主要な収益認識基準は、以下のとおりであります。

① 移動通信サービス

当社グループの収益は、主にモバイル通信サービス（UQ mobile・MVNOサービス含む）における収益と携帯端末販売における収益から構成されております。当社グループは、お客さまと直接または代理店経由でモバイル通信サービス契約を締結している一方で、携帯端末を主として代理店へ販売しております。

モバイル通信サービスにおける収益は、主に月額基本使用料及び通信料収入（以下「モバイル通信サービス収入」と）と契約事務等の手数料収入からなります。モバイル通信サービス収入及び契約事務等の手数料収入は、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で定額料金及び従量課金に基づき認識しております。また、通信料金の割引については、毎月のモバイル通信サービス収入から控除しております。

なお、モバイル通信サービス収入にかかる取引の対価は請求日から概ね翌月までに受領しております。

また、携帯端末販売における収益（以下「携帯端末収入」）は、お客さま、または代理店に対する携帯端末及びアクセサリ類の販売収入から構成されております。

上記取引の商流としては、当社グループが代理店に対して携帯端末を販売し、代理店を通じてお客さまと通信契約の締結を行うもの（以下「間接販売」）と、当社グループがお客さまに対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの（以下「直接販売」）からなります。それぞれの収益の認識基準は以下のとおりであります。

携帯端末収入については、代理店等に販売後、概ね翌月に受領しております。

1) 間接販売

間接販売において、当社グループが代理店に販売した端末を販売する責任及び在庫リスクは代理店が有していることから、当社グループは、代理店を本人として取り扱っております。そのため、携帯端末収入は、携帯端末の支配が当社グループから代理店に移転し、履行義務が充足したと考えられる携帯端末の代理店への引き渡し時点で、収益を認識しております。また、代理店に対して支払う手数料の一部は、代理店へ携帯端末を販売した時点で携帯端末収入から控除しております。

2) 直接販売

直接販売の場合、携帯端末収入、モバイル通信サービス収入等は一体の取引であると考えられるため、契約を結合の上、単一の契約として会計処理しております。取引の合計額を携帯端末及びモバイル通信サービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末収入及びモバイル通信サービス収入に配分しております。携帯端末収入に配分された金額は、携帯端末販売時に、モバイル通信サービス収入に配分された金額は、お客さまにサービスを提供した時点で、履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しております。

なお、間接販売、直接販売のいずれの場合も、契約事務手数料収入及び機種変更手数料収入は、別個の履行義務とは認識することなく、通信サービスと合わせて1つの履行義務として認識し、契約時は契約負債として繰り延べられ、重要な更新オプションが存在する期間にわたり収益として認識しております。

これらの取引の対価は契約時に前受けする形で受領しています。

また、モバイル通信サービス収入の請求額に応じて、お客さまへポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムについては、将来の解約等による失効部分を反映したポイントの見積利用を考慮して算定された交換される特典の独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、お客さまがポイントを使用し、財またはサービスの支配を獲得した時点で、履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において、収益を認識しております。

② 固定通信サービス（CATV事業を含む）

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービス収入、データ通信サービス収入、FTTHサービス収入、CATVサービス収入、関連する初期工事費用収入からなります。

上記のうち、初期工事費用収入を除いた収入に関するサービスについては、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点において履行義務が充足されると判断し、サービス提供時に収益計上しております。また、初期工事費用収入は、解約率に基づく見積平均契約期間にわたり、収益を認識しています。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

③ 付加価値サービス

付加価値サービスにおける収益は、主に情報料収入、債権譲渡手数料収入、広告掲載料収入、代理店手数料収入、電力収入等からなります。情報料収入は当社グループが単独または他社と共同で運営するウェブサイト上でお客さまに対して提供したコンテンツの会員収入であり、コンテンツサービスを一定期間にわたって提供し経過期間に応じて履行義務が充足されます。また、債権譲渡手数料収入は、コンテンツプロバイダー（以下「CP」）の債権を、当社が通信料金と合わせてCPの代わりにお客さまから回収するため、CPから債権を譲り受けることに対する手数料収入であり、当社がその債権を譲り受けた時点において履行義務が充足されます。電力収入は、電力の小売りサービスにおける収入であり、電力サービスを提供した時点において履行義務が充足されます。これらの収入については、お客さまとの契約に基づいて識別された履行義務が時の経過またはお客さまにサービスを提供した時点に基づいて充足されるため、個々の契約内容に基づき、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

当社グループは、仲介業者または代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引における収益を報告するにあたり、収益をお客さまから受け取る対価の総額で表示するか、またはお客さまから受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額で表示するかを判断しております。これらの判断にあたっては、当社グループが契約の当事者として財またはサービスの提供に主たる責任を有しているか、在庫リスクを負っているか、価格決定権を有しているか等を総合的に勘案しております。ただし、総額または純額、いずれの方法で表示した場合でも、売上総利益及び当期利益に影響はありません。主に、債権譲渡手数料収入、広告掲載料収入、代理店手数料収入のサービスにおいて、当社グループは、契約等で定められた料率に基づいて手数料を受け取るのみであり、価格決定権は無く、また、コンテンツサービスを行うプラットフォームを提供するのみであるため、当該サービスについて、お客さまに移転される前に、当社グループがサービスを支配しておりません。そのため、当社グループは仲介業者または代理人として位置付けられることから、純額で表示しております。

これらの取引の対価は、履行義務の充足後、概ね1ヶ月から3ヶ月以内に受領しております。

④ ソリューションサービス

ソリューションサービスにおける収益は、主に機器販売サービス、エンジニアリングサービス、マネージメントサービスからなります（以下「ソリューションサービス収入」）。ソリューションサービス収入は、履行義務が充足されるお客さまに納品もしくはサービスを提供した時点で、お客さまから受け取る対価に基づき収益を認識しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

⑤ グローバルサービス

グローバルサービスは主にソリューションサービス、データセンターサービス及び携帯電話サービスから構成されております。

データセンターサービスにおける収益は、全世界主要拠点で自営データセンターを展開しその対価として受け取るスペース、電力及びネットワークを含むサービス使用料からなります。複数年契約が一般的であり、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、その提供期間にわたって収益を認識しております。

これらの取引の対価は、基本的に履行義務の充足前に請求し、請求後、概ね翌月までに受領しております。

携帯電話サービスにおける収益は、携帯端末収入及びモバイル通信サービス収入からなります。携帯端末収入は、携帯端末販売時に、モバイル通信サービス収入は、お客さまにサービスを提供した時点で、履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しております。

(7) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

① 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各会社がそれぞれの計算書類を作成する際に、その会社の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートで各会社の機能通貨に換算しております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としております。

② 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の直物為替レートまたはそれに近似するレートを用いて換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性項目は、公正価値が決定した日の為替レートで換算しております。

外貨建の貨幣性資産及び負債の換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定する資本性金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

③ 在外営業活動体

連結計算書類を表示するために、当社グループの在外営業活動体の資産及び負債は、その在外営業活動体の取得により発生したのれん、識別した資産及び負債ならびにその公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで表示通貨に換算しております。在外営業活動体の収益及び費用は、その期間中の為替レートが著しく変動していない限り、期中平均為替レートで表示通貨である円貨に換算しております。

在外営業活動体の計算書類の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の持分全体の処分及び支配または重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分につき、換算差額は、在外営業活動体が処分損益の一部として純損益で認識しております。

(8) 保険契約

当社グループは、IFRS第17号において、重大な保険リスクを引き受けている契約について保険契約として分類しております。

当社グループは、損害保険事業にて発行する保険契約及び保有する再保険契約に保険料配分アプローチを採用しております。

生命保険事業にて発行する保険契約及び保有する再保険契約においては一般測定モデルを採用しております。

保険金融収益又は費用については、予想される金融収益又は費用の合計額を保険契約グループの存続期間にわたって規則的に配分して算定した金額を純損益に含め、契約グループの帳簿価額と規則的配分を適用する際に測定される金額との差額はその他の包括利益として計上しています。

(会計方針の変更に関する注記)

当社グループは、当連結会計年度より、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」（2023年8月改訂）を適用しております。

IFRS		新設・改訂内容
IAS第21号	外国為替レート変動の影響	他の通貨に交換可能でない通貨に関する会計処理及び開示を規定

本改訂は、ある通貨が他の通貨と交換可能かどうかの評価並びに交換可能でない場合に使用すべき直物為替レートの決定に関するアプローチ、及び財務諸表利用者に提供すべき開示の内容を明確化したものになります。

2022年4月にミャンマー中央銀行から外貨兌換規制が発令され、ミャンマーチャットから外貨への兌換等にミャンマー当局の承認が必要となりました。

当社の連結子会社であるKDDI Summit Global Myanmar Co., Ltd. は、ミャンマー国内においてミャンマー国営郵便・電気通信事業体（MPT）の通信事業運営のサポートを行っており、同社にてミャンマーチャット預金、ミャンマーチャット建て未払金等を保有しております。

当該規制により、現金及び現金同等物の利用に一定の制限を受けておりますが、本改訂が連結計算書類に与える重要な影響はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

当社グループは、顧客との契約から生じる収益を顧客との契約に基づき、パーソナル、ビジネス及びその他の事業の3つの区分に分解しております。

パーソナルでは、個人のお客さま向けにサービスを提供しています。

日本国内においては、「au」「UQ mobile」「povo」のマルチブランドで提供する5G通信サービスを中心に、金融、エネルギー、LX（ライフトラנסフォーメーション）等の各種サービスを連携し拡充することで、新たな付加価値・体験価値の提供を目指していることに加え、地域のパートナーの皆さまとともに、デジタルデバйд解消とサステナブルな地域共創の実現を目指しています。

海外においては、国内で培った事業ノウハウを活かし、モンゴルのお客さま向けに、通信サービス、金融サービスおよび映像等のエンタメサービスを提供するとともに、ミャンマーでは現地通信事業者のサポートに取り組んでいます。また、日本から海外へ渡航されるお客さま、海外から日本に来られるお客さま向けの通信サービスについても利便性の向上に努めています。

ビジネスでは、日本国内および海外において、幅広い法人のお客さま向けに、スマートフォン等のデバイス、ネットワーク、クラウド等の多様なソリューションや、「Telehouse」ブランドでのデータセンターサービス等を提供しています。

加えて、AI時代の新たなビジネスプラットフォーム「WAKONX」を立ち上げ、法人のお客さまが抱える業界特有の課題解消に取り組み、お客さまの事業成長と社会課題解決に貢献していきます。

引き続き、5G通信を中心にIoTやDX、生成AIなどを活用したソリューションを、パートナー企業との連携によってグローバルにワンストップで提供し、お客さまのビジネスの発展・拡大をサポートしていきます。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

事業	金額
パーソナル	4,755,571
ビジネス	1,292,298
その他	24,046
合計	6,071,915
顧客との契約から生じる収益	5,861,276
その他の源泉から生じる収益	210,639

(注) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第9号に基づく利息等が含まれております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 5. 会計方針に関する事項 (6) 収益の認識基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

当社グループの顧客との契約から生じた債権及び契約負債は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

	2025年4月1日	2026年3月31日
顧客との契約から生じた債権	2,527,783	2,713,918
契約負債	181,327	201,533

契約負債は主にモバイル通信サービス及びauひかりにおける契約事務等の手数料収入、モバイル通信サービス収入の請求額に応じて、お客様へポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに関連する前受対価であります。当連結会計年度末における契約負債の主な増加要因は、auひかり初期工事収入の繰延期間の見直しによるものです。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、90,165百万円であります。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 履行義務に配分した取引金額

残存履行義務に配分した取引価格は、当連結会計年度末において、195,397百万円であります。当該履行義務は主にモバイル通信サービス及びauひかりにおける契約事務等の手数料収入であり、当連結会計年度末は概ね10年以内の履行義務が充足されるサービス提供時点で収益として認識されると見込んでおります。残存履行義務に配分した取引価格のうち、約5割は1年以内に収益として認識される見込みです。なお、当社グループはIFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は含めておりません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. のれん

(1) 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額は、580,269百万円であります。

(2) その他の情報

当社グループは、のれんについて、少なくとも年1回減損テストを行っており、さらに、減損の兆候がある場合には、その都度、減損テストを行っております。資金生成単位または資金生成単位グループに配分されたのれんの回収可能価額は、使用価値によって算定しております。

使用価値は、資金生成単位または資金生成単位グループから生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算出しております。当社グループは、将来キャッシュ・フロー及びその現在価値の算定において、異なるタイプの収益予想とそれに対する売上原価、販売費及び一般管理費等のコストの変動予想にもとづいた事業計画、成長率、及び税引前割引率を、重要な指標として使用しております。

将来キャッシュ・フローの見積りのための基礎として用いるキャッシュ・フローの予測は、経営者によって承認された直近の事業計画を用い、予測期間は最大5年としております。5年目以降については、市場の長期平均成長率を勘案した一定の成長率を用いております。

減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合に減損が発生するリスクがありますが、当社グループにおいて、減損判定に用いた事業計画、成長率及び割引率が合理的な範囲で変化したとしても、重要な減損損失が発生する可能性は低いと判断しております。

2. 契約コスト

(1) 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額は、732,510百万円であります。

(2) その他の情報

当社グループは、顧客との契約獲得のための増分コスト及び契約に直接関連する履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しており、連結財政状態計算書上は「契約コスト」に計上しております。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものであります。

当社グループにおいて資産計上されている契約獲得のための増分コストは、主に顧客獲得時に発生するauショップ等の代理店等への販売手数料等であります。また契約履行のためのコストは、主に契約申込後サービス開始時までに必要な手数料や、工事手数料であります。資産計上された当該コストは通信契約を獲得しなければ発生しなかった増分コストであります。なお、当該費用を資産計上する際には、通信契約の見積契約期間等を加味したうえで、回収が見込まれる金額のみを資産として認識しております。また、当該資産については、サービスごとの利用者の主な見積契約期間3～4年に基づき均等償却を行っております。

また、契約コストについては、計上時及び連結会計年度ごとに回収可能性の検討を行っております。検討に当たっては、当該資産の帳簿価額が、見積契約期間にわたり関連する通信契約に基づき企業が受け取ると見込んでいる対価の残りの金額から、当該サービスの提供に直接関連し、まだ費用として認識されていないコストを差し引いた金額を超過しているかどうか判断を行っております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、契約コストに関する減損損失を損益に認識することにより、契約コストの金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

今般、市場環境の変化等により、LTV (Life Time Value) を中心とした販売戦略へ見直しを行っており、SIM単体契約者を始めとする短期解約者に掛かる販売手数料は極力抑える方針にシフトすることとしました。販売戦略の見直しの状況を踏まえて、短期解約者に係る契約コストの回収可能性を検討した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、48,170百万円を減損損失として計上しております。

3. ミャンマー通信事業に係るリース債権

(1) 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額は、27,049百万円であります。

(2) その他の情報

当社グループは、当社連結子会社であるKDDI Summit Global Myanmar Co., Ltd. (以下「KSGM」) が保有するミャンマー国営郵便・電気通信事業体 (MPT) に対するリース債権に関して、購入又は組成した信用減損金融資産27,049百万円を認識しております。

当該リース債権については、連結会計年度ごとに、当該リース債権の当初認識以降の全期間の予想信用損失の変動累計額が当該リース債権に係る損失評価引当金として認識されるとともに、全期間の予想信用損失の変動額が純損益に認識されます。全期間の予想信用損失の見積りにおける主要な仮定は将来のドル兌換可能額であります。当該仮定は、前提とした状況が変化すれば、当該リース債権の償却原価の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除された損失評価引当金

その他の長期金融資産	17,634百万円
営業債権及びその他の債権	20,618百万円
計	38,252百万円

2. 有形固定資産に係る減価償却累計額

5,588,726百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
その他の長期金融資産	34,398百万円
関係会社株式（注）1	768百万円
金融事業の有価証券	513,987百万円
金融事業の貸出金	3,765,464百万円
計	4,314,616百万円
上記に対応する債務	
長期借入金（注）1、2	520,158百万円
短期借入金	1,538,800百万円
債券貸借取引受入担保金	430,286百万円
計	2,489,244百万円

（注）1. 持分法適用関連会社である鹿児島メガソーラー発電（株）の金融機関借入に対して、同社株式を担保に供しております。当連結会計年度における当該借入金残高は、5,204百万円であります。これらについては上記の長期借入金には含まれておりません。

（注）2. 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当社グループの一部の子会社において、買収等に伴い各金融機関より借入を行っております。これらの借入金では、借入金額が少額な一部の借入契約を除き、それぞれの契約に定められた、株主の出資維持、純資産維持、利益の黒字維持といった財務制限条項を遵守しております。当連結会計年度末の財務制限条項が付された借入金残高は250,598百万円であります。なお、前連結会計年度末時点及び当連結会計年度末時点において、当該財務制限条項に抵触しておらず、また抵触するリスクも低いと評価しております。

これらを除いて、借入金及び社債に関し、当社グループの財務活動に重大な影響を及ぼす財務制限条項は付されていません。

4. 偶発債務

当社グループの一部の子会社において、持分法適用関連会社に係る履行保証保険契約について保証を行っております。当連結会計年度末の保証債務残高は、1,637百万円であります。

（連結持分変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,187,847,474株

（注）当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会 （注）1、2	普通株式	149,262	75	2025年 3月31日	2025年 6月19日
2025年11月6日 取締役会 （注）3	普通株式	152,343	40	2025年 9月30日	2025年 12月8日

（注）1. 配当金の総額には役員報酬BIP信託口が所有する当社株式に対する配当金70百万円が含まれております。

（注）2. 当社は2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

（注）3. 配当金の総額には役員報酬BIP信託口が所有する当社株式に対する配当金60百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月17日 定時株主総会 (注) 1、2、3	普通株式	152,343	利益 剰余金	40	2026年 3月31日	2026年 6月18日

- (注) 1. この配当は、株主総会で承認されるまで認識されません。また、法人所得税への影響もありません。
(注) 2. 配当金の総額には役員報酬BIP信託口が所有する当社株式に対する配当金60百万円が含まれております。
(注) 3. 2026年6月17日開催の定時株主総会にて決議する予定です。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの事業活動は、事業環境・金融市場環境による影響を受けております。事業活動の過程で保有するまたは引き受ける金融商品は固有のリスクにさらされております。リスクには、(1) 信用リスク、(2) 流動性リスク及び(3) 市場リスクが含まれております。当社グループは、社内での管理体制の構築や金融商品を用いてグループの財政状態及び業績に与える影響を最小限にするリスク管理を実行しております。具体的には、当社グループはこれらのリスクを以下のような方法によって管理しております。

(1) 信用リスク

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失が発生するリスクであります。具体的には当社グループは以下のような信用リスクにさらされております。まず、当社グループの営業債権、リース債権及びその他の債権、金融事業の貸出金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。また、主に余剰資金の運用のため保有している債券等及び政策的な目的のため保有している株式等は、発行体の信用リスクにさらされております。さらに、当社グループが為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引については、これらの取引の相手方である金融機関の信用リスクにさらされております。

営業債権について、当社グループは、各社ごとの与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理等を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。具体的には、発生から一定期間を超えた営業債権について、債務不履行であると考え、減損処理をしております。

リース及びその他の債権、金融事業の貸出金については、原則として、金融資産の資産化（現金化）が約定日以降に遅延（または支払延期要請を含む）した場合に、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したものと判定しています。ただし、支払遅延または支払延期要請があった場合であっても、その原因が一時的な資金需要によるものであり、債務不履行のリスクが低く、近い将来に契約上のキャッシュ・フローの義務を履行するための十分な能力を有していることが客観的データに基づき判断可能な場合には、信用リスクの著しい増大とは判定しておりません。

負債性金融商品である有価証券については、大手格付機関の格付情報などをもとに、債務不履行のリスクが高いと判断した場合には、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したものと判定しております。

信用リスクでは当社グループのデリバティブ取引の相手先は、信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行による信用リスクは、ほとんどないと判断しております。また、当社グループは、余資運用・デリバティブ取引について、信用リスクの発生を未然に防止すべく、各社の社内規程及びこれに付随して細目を定める各規定に基づき、財務・経理担当部門が、当該案件ごとに権限規定に定める決裁権者による稟議決裁を受け、格付の高い金融機関との間でのみ行うこととしております。

(2) 流動性リスク

当社グループは支払手形及び買掛金といった債務の履行が困難になる流動性リスクにさらされております。

当社グループは、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行、債権流動化により調達しております。余剰資金が生じた場合は、短期的な預金等で運用しております。

また、営業債務及びその他の債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされておりますが、当社グループでは、各社が毎月資金計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。また、当社グループの流動性リスクに対する管理として、毎月資金計画を作成する等の方法により入出金予定を管理し、手許流動性を一定水準に保つことなどにより、常に安定的な資金繰り管理に努めております。

財務・経理担当部門は年度資金計画を作成し、取締役会でこれを承認した後、長期資金の調達を実行しております。また、当社グループは、国内の有力金融機関及び海外の大手金融機関との間で未実行の複数の長期・短期コミットメントライン契約を締結しており、コミットメントベースではない借入枠と併せ、流動性リスクの軽減を図っております。2026年3月31日において当社グループが保有する信用枠の未実行残高は613,000百万円です。

金融子会社においては決済日に必要な資金が確保できなくなり、資金決済が履行できなくなることや、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクにさらされております。円貨・外貨のそれぞれについて、資金調達の構成内容や資金繰りギャップの管理、資金流動性維持のための準備資産の管理などを行い、適正な資金流動性の確保に努めております。

(3) 市場リスク

市場リスクとして、具体的には(a) 為替リスク、(b) 金利リスク、(c) 資本性金融商品の価格リスクがあり、当社グループの一部の子会社では、バリュー・アット・リスク (VaR) を用いた市場リスク量を日次で把握・管理しています。

VaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間21営業日、信頼水準99%、観測期間250営業日）を採用し、当連結会計年度末日(2026年3月31日)現在で市場リスク量は、全体で6,987百万円です。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(a) 為替リスク

当社グループは、当社グループが機能通貨以外の通貨で行った取引から生じる外貨建営業債権等を報告期間末日の為替レートをを用いて、機能通貨に換算替えることに伴う、為替相場の変動リスク（以下「為替リスク」）にさらされております。

当社グループは、海外においても事業活動を行っており、現在、シンガポールや中国等のアジア各国、アメリカ、ヨーロッパ等に出資及び合併会社設立などを通じた国際的な事業展開を行っております。これらの国際的な事業活動を行っている結果として、さまざまな為替リスク・エクスポージャー、主に米ドルに関して生じる為替リスクにさらされております。

当社グループは通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。デリバティブ取引については、当社においては取締役会で承認された社内規則に従って個別案件ごとに実施計画を策定し、職責権限規則の定めによる決裁を経たうえで実施しております。実施・管理体制としては、組織内での取引の執行箇所と管理箇所を分離してチェック機能を働かせております。連結子会社においては、金額（最大リスク額）によって取締役会の決議または社長の決裁を受けております。当社グループは、デリバティブ取引をリスク回避目的にのみ利用し、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(b) 金利リスク

金利リスクは、市場金利の変動により、金融商品の公正価値もしくは金融商品から生じる将来キャッシュ・フローが変動するリスクとして定義されております。当社グループの金利リスクのエクスポージャーは、主に借入金や社債などの債務及び利付預金などの債権に関連しております。利息の金額は市場金利の変動に影響を受けるため、当社グループは、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクにさらされております。

当社グループは、主に金利の上昇による将来の利息の支払額の増加を抑えるために、社債を固定金利で発行することにより資金調達を行っております。

また、一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用し、キャッシュ・フローの安定化を図っております。

(c) 資本性金融商品の価格リスク

資本性金融商品の価格リスクは、市場価格の変動（金利リスクまたは為替リスクにより生じる変動を除く）により金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクであります。当社グループは、資本性金融商品を保有しているため、これらの価格変動リスクにさらされております。

これらの資本性金融商品から生じる価格リスクを管理するため、本社財務・経理担当部門は当該資本性金融商品への投資に関する方針を文書化し、当社グループ全体におきまして遵守しております。また、投資案件に係る重要事項については、適時に取締役会への報告と承認を行うことが義務付けられております。また、当社グループは保有する当該資本性金融商品を管理することを目的として、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の公正価値に関する事項

金融商品は、その公正価値の測定にあたって、その公正価値の測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに区分しております。当該区分において、それぞれの公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しております。

- ・レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における相場価格
- ・レベル2：資産または負債について、直接的に観察可能なインプットまたは間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを使用して測定した公正価値
- ・レベル3：資産または負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット（すなわち観察不能なインプット）を使用して測定した公正価値

当社グループは、公正価値の測定に使用される公正価値の階層のレベルを、公正価値の測定の重要なインプットの最も低いレベルによって決定しております。

(1) 経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債の公正価値

① 公正価値のヒエラルキー

公正価値の階層ごとに区分された、連結財政状態計算書に公正価値で認識する金融資産及び金融負債は以下のとおりであります。

当連結会計年度（2026年3月31日）

	(単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
経常的な公正価値測定				
金融資産：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
金融事業の有価証券	438,118	59,999	—	498,117
その他の金融資産				
投資有価証券	269,332	—	62,739	332,071
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
金融事業の貸出金	—	5,969,413	—	5,969,413
その他の金融資産				
投資有価証券	—	—	19,465	19,465
デリバティブ				
通貨関連	—	5,546	—	5,546
金利関連	—	27,673	—	27,673
投資信託	—	12,723	—	12,723
金融負債：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
その他の金融負債				
デリバティブ				
通貨関連	—	2,942	—	2,942
金利関連	—	16,421	—	16,421

レベル間の重要な振替が行われた金融商品の有無は毎期末日に判断しております。当連結会計年度において、レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

② 公正価値の測定方法

(a) 金融事業の有価証券

金融事業の有価証券の公正価値は、活発な市場における取引所の価格が入手できる場合には、公正価値ヒエラルキーレベル1に区分しております。活発な市場における取引所の価格が入手できない場合には、主にブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく取引価格を使用して測定している他、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法で測定しており、インプットの観察可能性に応じてレベル2に区分しております。

(b) その他の金融資産及びその他の金融負債

(i) 投資有価証券

上場有価証券については、取引所の価格によっており、公正価値ヒエラルキーレベル1に区分しております。

非上場有価証券については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、類似会社の市場価格に基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。非上場有価証券の公正価値測定にあたっては、割引率、評価倍率等の観察可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウントを加味しております。

(ii) デリバティブ

通貨関連

通貨関連取引については、期末日現在の先物為替レートを用いて算定した価値を現在価値に割引くことにより算定しております。通貨関連取引に係る金融資産及び金融負債については、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分しております。

金利関連

金利関連取引については、将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。金利関連取引に係る金融資産及び金融負債については、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分しております。

(iii) 投資信託

投資信託については、マーケット・アプローチに基づき、活発でない市場における同一資産の市場価格によっており、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分しております。

(c) 金融事業の貸出金

金融事業の貸出金の公正価値は、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって算定しております。そのため、公正価値のヒエラルキーレベル2に区分しております。

(2) 公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されている金融資産及び金融負債の公正価値

① 公正価値のヒエラルキー

公正価値の階層ごとに区分された、公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されている金融資産及び金融負債の公正価値の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。なお、当金融資産及び金融負債には、償却原価で測定する金融資産及び金融負債が含まれております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産：					
金融事業の貸出金	135,421	—	135,372	—	135,372
金融事業の有価証券	165,208	94,795	38,749	20,860	154,404
その他の金融資産					
敷金保証金	63,382	—	55,707	—	55,707
買入金銭債権	86,267	—	84,836	—	84,836
金融負債：					
借入金及び社債					
借入金	1,931,810	—	1,871,229	—	1,871,229
社債	1,008,482	947,926	27,660	—	975,586
金融事業の預金	5,666,951	—	5,690,243	—	5,690,243

（注）1. 金融事業の貸出金は、1年返済（償還）予定の残高を含んでおります。

（注）2. 借入金、社債は、1年返済（償還）予定の残高を含んでおります。

（注）3. 公正価値と帳簿価額とが近似している金融資産、金融負債は、上表には含めておりません。

② 公正価値の測定方法

(a) 金融事業の貸出金

金融事業の貸出金の公正価値は、将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって算定しております。そのため、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分しております。

(b) 金融事業の有価証券

金融事業の有価証券の公正価値は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは第三者から入手した価格を使用しております。そのため、市場価格のあるもので、活発な市場価格があるものは公正価値ヒエラルキーレベル1、そうでないものはレベル2に区分しており、市場価格のないものは公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。

(c) 敷金保証金

敷金保証金については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローの残存期間に対応する国債の利回り等により割り引いた現在価値によって算定しております。そのため、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分しております。

(d) 買入金銭債権

買入金銭債権については、マーケット・アプローチに基づき、活発でない市場における同一資産の市場価格、あるいは将来のキャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって算定しております。そのため、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分しております。

(e) 借入金

変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に借入後、大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利による借入金は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を算定しております。そのため、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分しております。

(f) 社債

社債の公正価値は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しております。そのため、市場価格のあるものは公正価値ヒエラルキーレベル1に区分しており、市場価格のないものは公正価値ヒエラルキーレベル2に区分しております。

(g) 金融事業の預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を公正価値とみなしております。また、定期預金の公正価値は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。この割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。そのため、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	1,333円50銭
2. 基本的1株当たり当期利益	183円59銭

(注) 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託(以下、信託)が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

なお、当連結会計年度において信託が所有する期末自己株式数及び期中平均数は、1,495,908株、1,560,840株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の消却について

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議しました。詳細は以下のとおりであります。

(1) 消却する株式の種類：当社普通株式

(2) 消却する株式の数：180,396,507株

(消却前の発行済株式総数に対する割合4.31%)

(3) 消却日：2026年5月29日

(参考) 本消却により、当社の保有する自己株式数は発行済株式総数の5.00%になります。

消却後の発行済株式総数 4,007,450,967株

消却後の自己株式数 200,372,549株 ※

※役員報酬BIP信託口が所有する当社株式1,495,908株を含めて記載しております。

※2026年4月1日以降に発生した、単元未満株式の買取・買増請求等を除いて記載しております。

自己株式の公開買付け及び市場買付けについて

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」)を行うことを決議いたしました。

(1) 買付け等の目的

当社は、2025年11月17日に、トヨタ自動車株式会社(以下「トヨタ自動車」)より、2025年11月27日に、京セラ株式会社(以下「京セラ」)より、その所有する当社普通株式の一部について、売却する意向がある旨の連絡を受けました。検討の結果として、当社は、京セラ及びトヨタ自動車の所有株式数に鑑み、更なる株主還元の強化としての自己株式の取得を行い、そのうち、京セラから53,763,400株、トヨタ自動車から53,763,400株の自己株式を取得することが適切であると考えに至りました。

また、本公開買付けにおける買付け予定数については、京セラ及びトヨタ自動車の応募意向株式数の合計である107,526,800株を上限としております。

以上を踏まえ、当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに2026年5月12日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得における取得価額の総額(3,000億円)から、本公開買付けに基づいて取得された当社普通株式の取得価額の総額を控除した額の取得価額の総額の範囲内で、市場買付けを実施することを決議いたしました。

(2) 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

①取得する株式の種類	：当社普通株式
②取得する株式の総数	：146,000,000株(上限)
③取得価額の総額	：3,000億円(上限)
④取得する期間	：2026年5月13日から2027年1月31日

(3) 自己株式の公開買付けの概要

①買付け予定の株式の種類	：当社普通株式
②買付け予定数	：107,526,800株(上限)
③買付け等の価格	：普通株式1株につき2,325円
④株式の取得価額の総額	：2,500億円(上限)
⑤買付け期間	：2026年5月13日から2026年6月9日
⑥買付け開始公告日	：2026年5月13日
⑦決済の開始日	：2026年7月1日

(4) 自己株式の市場買付けの概要

- ①買付け予定の株式の種類 : 当社普通株式
②株式の取得価額の総額 : 3,000億円から本公開買付けによる取得額を控除した額
(上限)
③買付け期間 : 2026年7月2日から2027年1月31日

(誤謬の訂正に関する注記)

当社の連結子会社であるビッグロブ株式会社及び同社の子会社であるジー・ブラン株式会社（以下、併せて「本件子会社」）の広告代理事業に関し、本件子会社の社員により不適切な取引が行われていた疑いが確認されたことに伴い、事実関係やその原因等を明らかにするために、専門性及び客観性のより高い調査を実施する必要があると判断し、2026年1月14日付で外部の弁護士・公認会計士で構成される特別調査委員会を設置いたしました。当社は特別調査委員会より調査報告書を受領し、本件子会社の広告代理事業に関し、架空循環取引の不適切な取引が行われていたことが認められました。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。なお、当該訂正に際しては、架空循環取引に関する事項の他、訂正の原因となった事象を連結計算書類に反映した結果として影響を受ける事項、過年度において重要性が乏しいため訂正を行っていない事項も併せて訂正しております。

この結果、当連結会計年度の期首の利益剰余金が95,576百万円減少しております。また、当連結会計年度の期首の顧客との契約から生じた債権が96,269百万円減少しております。

株主資本等変動計算書

当期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金							
					固定資産 圧縮積立金	特別出資 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	141, 852	305, 676	—	11, 752	677	4, 425	3, 645, 434	520, 009	△820, 107	3, 809, 717	45, 198	3, 854, 915
誤謬の訂正による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	△50, 091	—	△50, 091	—	△50, 091
遡及処理後当期首残高	141, 852	305, 676	—	11, 752	677	4, 425	3, 645, 434	469, 918	△820, 107	3, 759, 626	45, 198	3, 804, 825
当期変動額												
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△301, 605	—	△301, 605	—	△301, 605
特別出資積立金の積立	—	—	—	—	—	568	—	△568	—	—	—	—
特別出資積立金の取崩	—	—	—	—	—	△1, 281	—	1, 281	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	591, 019	—	591, 019	—	591, 019
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△400, 004	△400, 004	—	△400, 004
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	△396, 515	—	—	—	—	—	396, 515	—	—	—
利益剰余金から資本 剰余金への振替	—	—	396, 515	—	—	—	—	△396, 515	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	△9	—	—	9	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	698	698	14, 687	15, 384
当期変動額合計	—	—	—	—	△9	△713	—	△106, 380	△2, 792	△109, 893	14, 687	△95, 207
当期末残高	141, 852	305, 676	—	11, 752	668	3, 712	3, 645, 434	363, 539	△822, 900	3, 649, 733	59, 885	3, 709, 618

(ご参考) 前期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本										評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金							
					固定資産 圧縮積立金	特別出資 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	141, 852	305, 676	0	11, 752	677	2, 355	3, 645, 434	676, 209	△846, 280	3, 937, 675	90, 008	4, 027, 683
当期変動額												
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△287, 004	—	△287, 004	—	△287, 004
特別出資積立金の積立	—	—	—	—	—	2, 070	—	△2, 070	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	508, 455	—	508, 455	—	508, 455
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△400, 001	△400, 001	—	△400, 001
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	△425, 672	—	—	—	—	—	425, 672	—	—	—
利益剰余金から資本 剰余金への振替	—	—	425, 672	—	—	—	—	△425, 672	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	501	501	△44, 810	△44, 308
当期変動額合計	—	—	△0	—	—	2, 070	—	△206, 291	26, 172	△178, 049	△44, 810	△222, 858
当期末残高	141, 852	305, 676	—	11, 752	677	4, 425	3, 645, 434	469, 918	△820, 107	3, 759, 626	45, 198	3, 804, 825

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産（リース資産を除く）

機械設備

主として定率法

機械設備を除く有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備

9年

空中線設備、建物、市内線路設備、構築物、工具器具及び備品

5年～42年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

長期前払費用

定額法
3. 引当金の計上基準
- 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年以内）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

ポイント引当金

将来の「au Ponta ポイントプログラム」等、一部のポイントサービスの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

完成工事補償引当金

引渡しを完了した海底ケーブル建設工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、保証期間の無償補償見積額に基づき計上しております。

役員株式報酬引当金

取締役・執行役員・理事に対する当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により計上しております。

契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

災害による損失引当金

令和6年（2024年）能登半島地震により被害を受けた資産の復旧等に要する見積額を計上しております。
- 30

4. 収益の計上基準

当社における主要な収益認識基準は、以下のとおりであります。

(1) 移動通信サービス

当社の収益は、主にモバイル通信サービスにおける収益と携帯端末販売における収益から構成されております。当社は、お客さまと直接または代理店経由でモバイル通信サービス契約を締結している一方で、携帯端末を主として代理店へ販売しております。

モバイル通信サービスにおける収益は、主に月額基本使用料及び通信料収入（以下「モバイル通信サービス収入」）と契約事務等の手数料収入からなります。モバイル通信サービス収入及び契約事務等の手数料収入は、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で定額料金及び従量課金に基づき認識しております。また、通信料金の割引については、毎月のモバイル通信サービス収入から控除しております。

モバイル通信サービス収入にかかる取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

携帯端末販売における収益（以下「携帯端末収入」）は、お客さま、または代理店に対する携帯端末及びアクセサリ類の販売収入から構成されております。

上記取引の商流としては、当社が代理店に対して携帯端末を販売し、代理店を通じてお客さまと通信契約の締結を行うもの（以下「間接販売」）と、当社がお客さまに対して携帯端末を販売し、直接通信契約の締結を行うもの（以下「直接販売」）からなります。それぞれの収益の認識基準は以下のとおりであります。

携帯端末収入については、代理店等に販売後、概ね翌月に受領しております。

① 間接販売

間接販売において、当社が代理店に販売した端末を販売する責任及び在庫リスクは代理店が有していることから、当社は、代理店を本人として取り扱っております。そのため、携帯端末収入は、携帯端末の支配が当社から代理店に移転し、履行義務が充足したと考えられる携帯端末の代理店への引き渡し時点で、収益を認識しております。また、代理店に対して支払う手数料の一部は、代理店へ携帯端末を販売した時点で携帯端末収入から控除しております。

② 直接販売

直接販売の場合、携帯端末収入、モバイル通信サービス収入等は一体の取引であると考えられるため、契約を結合の上、単一の契約として会計処理しております。取引の合計額を携帯端末及びモバイル通信サービスの独立販売価格の比率に基づき、携帯端末収入及びモバイル通信サービス収入に配分しております。携帯端末収入に配分された金額は、携帯端末販売時に、モバイル通信サービス収入に配分された金額は、お客さまにサービスを提供した時点で、履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しております。

なお、間接販売、直接販売のいずれの場合も、契約事務手数料収入及び機種変更手数料収入は、別個の履行義務とは認識することなく、通信サービスと合わせて1つの履行義務として認識し、契約時は契約負債として繰り延べられ、重要な更新オプションが存在する期間にわたり収益として認識しております。

これらの取引の対価は契約時に前受けする形で受領しています。

また、モバイル通信サービス収入の請求額に応じて、お客さまへポイントが付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムについては、将来の解約等による失効部分を反映したポイントの見積利用率を考慮して算定された交換される特典の独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、お客さまがポイントを使用し、財またはサービスの支配を獲得した時点で、履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において、収益を認識しております。

(2) 固定通信サービス

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービス収入、データ通信サービス収入、FTTHサービス収入、関連する初期工事費用収入からなります。

上記のうち、初期工事費用収入を除いた収入に関するサービスについては、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点において履行義務が充足されると判断し、サービス提供時に収益計上しております。また、初期工事費用収入は、解約率に基づく見積平均契約期間にわたり、収益を認識しています。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

(3) 付加価値サービス

付加価値サービスにおける収益は、主に情報料収入、著作権譲渡手数料収入、広告掲載料収入、代理店手数料収入、電力収入等からなります。情報料収入は当社が単独または他社と共同で運営するウェブサイト上でお客さまに対して提供したコンテンツの会員収入であり、コンテンツサービスを一定期間にわたって提供し経過期間に応じて履行義務が充足されます。著作権譲渡手数料収入は、コンテンツプロバイダー（以下「CP」）の著作権を、当社が通信料金と合わせてCPの代わりにお客さまから回収するため、CPから著作権を譲り受けることに対する手数料収入であり、当社がその著作権を譲り受けた時点において履行義務が充足されます。電力収入は、電力の小売りサービスにおける収入であり、電力サービスを提供した時点において履行義務が充足されます。これらの収入については、お客さまとの契約に基づいて識別された履行義務が時の経過またはお客さまにサービスを提供した時点に基づいて充足されるため、個々の契約内容に基づき、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

当社は、仲介業者または代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引における収益を報告するにあたり、収益をお客さまから受け取る対価の総額で表示するか、またはお客さまから受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額で表示するかを判断しております。これらの判断にあたっては、当社が契約の当事者として財またはサービスの提供に主たる責任を有しているか、在庫リスクを負っているか、価格決定権を有しているか等を総合的に勘案しております。ただし、総額または純額、いずれの方法で表示した場合でも、営業利益及び当期純利益に影響はありません。主に、著作権譲渡手数料収入、広告掲載料収入、代理店手数料収入のサービスにおいて、当社は、契約等で定められた料率に基づいて手数料を受け取るのみであり、価格決定権は無く、また、コンテンツサービスを行うプラットフォームを提供するのみであるため、当該サービスについて、お客さまに移転される前に、当社がサービスを支配しておりません。そのため、当社は仲介業者または代理人として位置付けられることから、純額で表示しております。

これらの取引の対価は、履行義務の充足後、概ね1ヶ月から3ヶ月以内に受領しております。

(4) ソリューションサービス

ソリューションサービスにおける収益は、主に機器販売サービス、エンジニアリングサービス、マネージメントサービスからなります（以下「ソリューションサービス収入」）。ソリューションサービス収入は、履行義務が充足されるお客さまに納品もしくはサービスを提供した時点で、お客さまから受け取る対価に基づき収益を認識しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式及び関係会社貸付金の評価

(1) 当事業年度計上額

当事業年度の貸借対照表に計上した金額は以下であります。

	(単位：百万円)
関係会社株式	1,806,556
関係会社長期貸付金	125,167
関係会社短期貸付金	194,692

(2) その他の情報

市場価格のない関係会社株式は、取得価額と実質価額とを比較し、関係会社株式の発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく低下したと判断し、おおむね5年以内の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、関係会社株式評価損を計上しております。

実質価額に超過収益力を加味する場合には、将来の事業環境について合理的に予測可能な範囲で最善の見積りを行い、経営者によって承認された事業計画に基づき、超過収益力の減少の有無を検討し、それを踏まえて実質価額の著しい低下の有無を判断しております。なお当社は、その際、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いて算出し、超過収益力の減少の有無を検討しており、異なるタイプの収益予想とそれに対する売上原価、販売費及び一般管理費等のコストの変動予想に基づいた事業計画、成長率、及び税引前割引率を主要な仮定として設定しております。

今後の状況の変化によって上記の主要な仮定が変更された場合、翌事業年度以降の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度においては、関係会社株式評価損10,165百万円を特別損失に計上しております。

また、関係会社に対する貸付については、事業計画等を基礎として個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしております。

将来の各関係会社を取り巻く様々な環境の変化により業績が著しく悪化した場合には、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度においては、ビッグロープ株式会社が債務超過であることから、同社への関係会社短期貸付金98,308百万円について貸倒引当金の計上が必要と判断し、債務超過の程度等を考慮して貸倒引当金繰入額26,548百万円を特別損失に計上しております。

上記の他に、3,450百万円の貸倒引当金繰入額を特別損失へ計上しております。

(誤謬の訂正に関する注記)

当社の連結子会社であるビッグロープ株式会社及び同社の子会社であるジー・プラン株式会社（以下、併せて「本件子会社」）の広告代理事業に関し、本件子会社の社員により不適切な取引が行われていた疑いが確認されたことに伴い、事実関係やその原因等を明らかにするために、専門性及び客観性のより高い調査を実施する必要があると判断し、2026年1月14日付で外部の弁護士・公認会計士で構成される特別調査委員会を設置いたしました。当社は特別調査委員会より調査報告書を受領し、本件子会社の広告代理事業に関し、架空循環取引の不適切な取引が行われていたことが認められました。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。なお、当該訂正に際しては、架空循環取引に関する事項の他、訂正の原因となった事象を計算書類に反映した結果として影響を受ける事項、過年度において重要性が乏しいため訂正を行っていない事項も併せて訂正しております。

この結果、当事業年度の期首の繰越利益剰余金が50,091百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

関係会社株式 768百万円

(注) 持分法適用関連会社である鹿児島メガソーラー発電株式会社の当事業年度末における金融機関借入金残高5,204百万円に対して、同社株式を担保に供しております。

2. 偶発債務

(1) 卸電力売買契約等に対する保証 6,506百万円
(2) 事業所等賃借契約等に対する保証 5,815百万円
(3) 銀行保証に対する連帯保証等 744百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債権 125,198百万円
短期金銭債権 517,711百万円
長期金銭債務 191百万円
短期金銭債務 663,246百万円

4. 固定資産の圧縮記帳額

工事負担金等による圧縮記帳累計額 17,253百万円

5. 貸出極度額の総額及び貸出実行残高

当社は、グループ内の効率的な資金調達及び運用を行うため、関係会社との間で資金支援及び余資預りを行っております。当該業務における貸出極度額の総額及び貸出実行残高は次のとおりであります。

貸出極度額の総額 359,243百万円
貸出実行残高 172,894百万円
未実行残高 186,349百万円

なお、上記業務は、関係会社の財政状態と資金繰りを勘案し、実行しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する営業収益 378,006百万円
関係会社に対する営業費用 602,777百万円
関係会社に対する営業取引以外の取引高 235,267百万円

2. 貸倒引当金繰入額

29,998百万円

ビッグロップ株式会社への関係会社短期貸付金に対し、貸倒引当金繰入額26,548百万円を特別損失に計上しております。

上記の他に、貸倒引当金繰入額3,450百万円を特別損失へ計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	202,618,866	374,375,034	196,224,844	380,769,056
合計	202,618,866	374,375,034	196,224,844	380,769,056

(変動事由の概要)

- 自己株式の普通株式数の増加 374,375,034株は、1株につき2株とする株式分割(効力発生日：2025年4月1日) 202,618,866株、2025年5月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得 171,754,264株、単元未満株式の買取り 1,904株によるものであります。
- 自己株式の普通株式数の減少196,224,844株は、2025年5月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却195,845,358株、役員報酬BIP信託による株式交付等379,486株によるものであります。
- 自己株式の普通株式数には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式 1,495,908株を含めて表示しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	賞与引当金	6,114
	貸倒引当金繰入超過額	27,530
	ポイント引当額	5,527
	未払費用否認額	237
	減価償却費超過額	31,125
	資産除去債務	6,659
	固定資産除却損否認額	1,298
	棚卸資産評価損否認額	1,346
	未払事業税	6,099
	減損損失否認額	9,016
	前受金否認額	1,759
	関係会社株式評価損	41,087
	その他	27,553
繰延税金資産合計		165,352
繰延税金負債	退職給付引当金	△21,062
	その他有価証券評価差額金	△27,533
	資産除去債務に対応する除去費用	△2,073
	企業結合における交換利益	△1,497
	その他	△2,133
		△54,298
繰延税金負債合計		△54,298
繰延税金資産の純額		111,054

(注) 当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方税法の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な必要資金は銀行借入やコマーシャル・ペーパーにより手当てしております。デリバティブ取引は実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債はその決済時において流動性リスクにさらされますが、当社では毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び投融資に係る資金調達であります。また、借入金に関しては、営業取引に関わる資金を除き、長期借入金(固定金利)で調達しており、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注）2参照）。

また、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しています。

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	185,763	185,763	—
(2) 関係会社株式	94,910	267,207	172,297
(3) 関係会社長期貸付金（※1）	146,966	146,818	△148
(4) 有価証券	12,723	12,723	—
(5) 敷金保証金	38,022	31,979	△6,043
(6) 売掛金	1,992,977		
(7) 未収入金（※2）	341,927		
貸倒引当金（※3）	△28,751		
(8) 関係会社短期貸付金（※4）	2,306,153	2,306,153	—
貸倒引当金（※5）	172,894		
	△64,105		
	108,788	108,788	—
資産計	2,893,325	3,059,430	166,105
(9) 社債（※6）	1,010,000	975,586	△34,415
(10) 長期借入金（※6）	1,096,000	1,052,527	△43,473
負債計	2,106,000	2,028,113	△77,887

※1．流動資産に含まれている、1年以内に期限の到来する関係会社長期貸付金を含めております。

※2．固定資産に含まれている、長期未収入金を含めております。

※3．売掛金及び未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

※4．流動資産に含まれている、1年以内に期限の到来する関係会社長期貸付金を除いております。

※5．関係会社短期貸付金に係る貸倒引当金を控除しております。

※6．流動負債に含まれている、1年以内に期限の到来する社債及び長期借入金を含めております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）投資有価証券、（2）関係会社株式、（4）有価証券

これらの時価については、有価証券（投資信託）は基準価額によっており、株式は取引所の価格によっております。

（3）関係会社長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（5）敷金保証金

敷金保証金については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローの残存期間に対応する国債の利回り等により割り引いた現在価値によって算定しております。

（6）売掛金、（7）未収入金、（8）関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済される性格のものであることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

（9）社債、（10）長期借入金

社債時価については、市場価格を基に算定する方法によっております。長期借入金の時価については元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 市場価格のない金融商品

区分	貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券 非上場株式等	71,606
関係会社株式 非上場株式等	1,711,646
関係会社出資金	5,742

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
関係会社長期貸付金	21,799	55,213	69,954

(注) 4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
社債	70,000	640,000	300,000
長期借入金	162,000	581,000	353,000
合計	232,000	1,221,000	653,000

(持分法損益に関する注記)

関連会社等に対する投資の金額	621,027百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	715,022百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	39,890百万円

(注) 上記、持分法を適用した場合の投資の金額及び持分法を適用した場合の投資利益の金額は、会社計算規則第120条の規定に基づき、指定国際会計基準に準拠したものです。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称または氏名	所在地	資本金または 出資金	事業の内容	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (会社等)	京セラ 株式会社	京都府 京都市	115,703	電子部品・ 電気機器の 製造販売	被所有 直接14.8%	業務資本 提携	自己株式の 取得 (注1)	249,291	—	—
主要株主 (会社等)	トヨタ自動 車株式会社	愛知県 豊田市	635,402	自動車の製 造販売	被所有 直接9.5%	業務資本 提携	自己株式の 取得 (注1) (注2)	99,716	—	—

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称または氏名	所在地	資本金または 出資金	事業の内容 または職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	中部テレコ ミュニケー ション株式 会社	愛知県 名古屋市	38,816	中部地方に おける電気 通 信 事 業 (固定通信 サービス)	所有 直接80.9%	資金の援助 役員の兼任	資金の返済 (注3) 利息の支払	9,818 742	関係会社 長期借入金 関係会社 短期借入金	— 85,884
子会社	ビッグロー プ株式会社	東京都 品川区	2,630	イン タ ー ネットサー ビスの提供 及び関連事 業	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注3) 利息の受取	40,413 714	関係会社 長期貸付金 関係会社 短期貸付金	— 98,308
子会社	KDDI Europe Limited	London, U. K.	STG £ 42,512千	欧州におけ る各種電気 通信サービ ス	所有 直接95.8%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注3) 利息の受取	19,114 2,543	関係会社 長期貸付金 関係会社 短期貸付金	80,887 19,556
子会社	auフィナン シャルサー ビス株式会 社	東京都 港区	7,370	クレジット カ ー ド 事 業、決済代 行事業	所有 間接100.0%	資金の援助 役員の兼任	決済代行業 の委託	— (注4)	未収入金	136,210
子会社	auペイメン ト株式会社	東京都 港区	496	電子マネー の発行及び 販売、電子 決済サービ スの提供	所有 間接100.0%	役員の兼任	管理業務の 委託	— (注4)	未収入金	110,634
関連会社	UQコミュニ ケーション ズ株式会社	東京都 港区	71,425	電気通信事 業（WiMAX サービス、 MVNO事業）	所有 直接32.3%	資金の援助 役員の兼任	資金の借入 (注3) 利息の支払	5,875 1,138	関係会社 長期借入金 関係会社 短期借入金	— 153,006

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 自己株式の取得については2025年5月14日開催の取締役会に基づき、公開買付けの方法により買付価格を当社普通株式1株につき2,307円で取得したものであります。

(注2) 同社が法人主要株主に該当する期間の取引であります。

- (注3) 資金の貸付・借入については資金需要の性格に合わせて期間設定し、貸付利率は市場金利を勘案して貸付・借入期間に対応する利率を合理的に決定しております。また、グループ内の効率的な資金運営を目的として行っているため、担保の提供等は受けておりません。なお、資金の貸付・借入の取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。
- (注4) 未収入金に関する取引についてはエンドユーザーの利用額であり、同社に対するものではないため、取引金額は記載しておりません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益の計上基準」に記載のとおりです。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 974円40銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 153円45銭 |

- (注) 1株当たり情報の算定において、役員報酬BIP信託(以下、信託)が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

当事業年度において信託が所有する期末自己株式数及び期中平均株式数は、1,495,908株、1,560,840株であります。

(重要な後発事象)

自己株式の消却について

自己株式の公開買付け及び市場買付けについて

連結計算書類における「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

- (注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

（ご参考）取締役会の実効性に関する分析・評価

■ 取締役会評価の実施目的

当社は、取締役会の現状を正しく理解し、継続的な改善に取り組むため、毎年定期的に取り締役会の自己評価を行っています。

■ 評価プロセスの概要

- 当社は、全取締役・監査役による取締役会の評価を基に、その実効性を確認しています。
- 評価手法はアンケート形式であり、５段階評価と自由記述を組み合わせることで、定量的評価と定性的評価の２つの側面から、取組みの効果検証と改善点の発見に取り組んでいます。
- 設問項目の設計、回答内容の集計、改善点や改善策の整理等に当たっては、中期経営戦略期間中に１回（原則３年に１度）第三者機関を活用し、客観性の確保を通じて実効性の更なる向上に取り組んでいます。
- 評価対象期間は直近１年間とし、毎年定期的の実施しています。
- 評価結果は取締役会で報告し、今後の対応策等を検討しています。
- 主な評価項目は以下のとおりです。
 - ・取締役会運営（頻度、案件数、メンバー構成、資料・説明の分かり易さ、適切な情報提供等）
 - ・ガバナンスの強化（グループ経営基盤強化に向けた取組み、企業理念の浸透等）
 - ・中長期的な議論（持続的な企業価値向上に向けた取組み、事業ポートフォリオの見直し等）

■ 評価結果の概要

当社取締役会は適切に運営されており、実効的に機能していると評価されました。特に高く評価されたのは、以下の事項です。

- 新中期経営戦略策定に向けた議論
取締役会メンバーが全員出席するオフサイトミーティングにおいて、新中期経営戦略の全体的な方針及び個別の事業戦略が早い段階から計画的に審議されたことで、多角的な議論が可能となり、より実効的な経営戦略の策定につながっている。
- 社外役員の多様な知見の活用
オフサイトミーティング等を活用した重要議案の事前説明や、当社グループの経営や事業の状況に関する研修の継続的な実施等により、社外役員が当社グループへの理解を深めたうえで、それぞれの専門性を踏まえた積極的な意見・提言がなされている。

■ 今後の課題

- 新中期経営戦略の進捗モニタリングの強化
2026年度より始動する新中期経営戦略の実効性確保のため、取締役会・オフサイトミーティングにおいて適宜進捗状況を報告するほか、経営戦略期間中は毎年、重点戦略を中心に適切なアップデートを行ってまいります。
- グループガバナンスの強化
子会社で発生した不適切な取引事案を受け、再発防止策の策定やKDDIグループ全体への浸透状況等を取締役会で定期的に報告・審議することで、リスクマネジメントに関する取締役会でのモニタリングを強化し、グループガバナンスのより一層の強化に努めてまいります。
- 取締役会の監督機能強化
社外役員がKDDIグループの状況をより多角的に把握できるよう、新中期経営戦略と連動したAIや金融事業等の研修機会の拡充、グループ会社の経営層等とのコミュニケーション機会の確保等を通じて、取締役会の監督機能強化を図ってまいります。

（ご参考）「監査役会の監査報告」補足説明

本補足説明の目的

監査役は、株主の皆さまの負託を受けた独立の機関として、公正不偏に取締役の職務の執行を監査することにより、社会的信頼に応えるコーポレート・ガバナンス体制を確立し、当社グループの健全な持続的成長及び中長期的な企業価値向上を実現することを使命と認識しています。

監査役会は、株主の皆さまを始めとしたステークホルダーの方々に対して「監査役会の監査報告」に至る迄の背景や経緯を簡明に説明することにより、監査役会の透明性向上を図るとともに、ステークホルダーの皆さまとの対話を促進し、社会的信頼に応えるコーポレート・ガバナンス体制の確立に寄与すると考え、本補足説明を作成しました。

1. 監査役会の構成及び職務執行体制

監査役会は常勤監査役3名（1名は独立社外監査役）※¹と監査役2名（両名とも独立社外監査役）※²で構成されており、監査役会として、当社にとって重要と考えられる専門性・経験分野である「企業経営」「営業・マーケティング」「グローバル」「デジタル・テクノロジー」「財務・会計」「法務・リスクマネジメント」「サステナビリティ・ESG」の7つのスキルをカバーしています。

また、監査役の職務を補助するために監査役室を設置し、執行側からの一定の独立性を確保された専任スタッフを7名配置しています。

※¹ 常勤監査役（独立社外監査役）の福島直樹氏は、一身上の都合により、2025年12月31日付で辞任いたしました。

※² 本補足説明においては、常勤監査役ではない監査役2名について、非常勤監査役と称します。

2. 監査活動の概要

監査役会は、「業務監査」「会計監査」「取締役等とのコミュニケーション」「監査役間の意思疎通及び情報連携」を主要領域として、第42期の監査計画及び監査の方法を定め、監査活動を遂行しました。各領域における監査活動の概要及び非常勤監査役が関与する活動は次頁の表のとおりです。

3. 会計監査人との連携及びその評価

監査役会は、会計監査人との連携を重視しており、「会計監査」領域の監査活動全般で、適切な緊張関係の維持に留意しながらコミュニケーションの機会を増やし、活発な意見交換を実施しています。

会計監査人の評価は、品質管理、監査チーム、監査報酬等、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、グループ監査及び不正リスクの各項目について、監査活動を通じて確認しました。加えて、当該事業年度発覚の当社子会社不適切取引事案に係る当該監査人の監査品質等を個別に入念に確認しました。結果、監査役会として会計監査人の再任については適当であると判断しています。

領域	監査活動	非常勤監査役 の関与
業務監査	・取締役会に出席し、適宜、意見表明等を実施 ・その他社内重要会議（経営会議、リスクマネジメント委員会、情報セキュリティ部会、サステナビリティ委員会、KDDIグループ企業倫理部会等）に出席し、適宜、意見表明等を実施 ・その他主要会議（投資委員会、働き方改革委員会等）の資料・議事録を閲覧し、適宜、詳細確認等を実施 ・重要な決裁書類等（稟議書、総勘定元帳等）を閲覧し、適宜、詳細確認等を実施 ・KDDIの全本部及び国内外の一部子会社への往査を実施 ・内部監査部門から監査計画や監査結果を聴取 ・第42期株主総会関係書類の適法性監査を実施	○ ○ ○
会計監査	・期中レビュー結果報告、期末監査結果報告を受領し、説明を聴取 ・監査方針・監査計画、審査体制、品質管理体制等を確認 ・期末棚卸監査への立会を実施 ・会計監査人再任適否に関する評価を実施 ・監査上の主要な検討事項（KAM）を検証 ・会社状況理解深化のため、会計監査人との意見交換を実施	○ ○ ○ ○ ○
取締役等との コミュニケーション	・近時の社内課題や中期的な経営課題等に関して代表取締役との意見交換を実施 ・往査結果等に基づく社外取締役との意見交換を実施 ・往査結果等に基づく取締役・本部長等との意見交換を実施 ・会計監査における期中レビュー結果報告会（2Q）および期末監査結果報告会に社外取締役を招聘	○ ○ ○ ○
監査役間の意思疎通 及び情報連携	・円滑な監査活動を目的とした常勤監査役の連絡会を週次で開催 ・監査役会後に監査役会オフサイトミーティングを設け、監査役間の情報連携深化を図る ・グループガバナンス向上のため、グループ監査役との連絡会を半期毎に開催、および、定例のグループ監査役勉強会に参加	○ ○
その他	・三様監査連携促進を目的とした会計監査人・内部監査部門との意見交換会を四半期毎に実施	

4. 第42期 重点監査項目について

第42期は、第39期に開始した中期経営戦略の4年目として、第41期の重点監査項目に係る監査結果を踏まえた課題認識に基づき4つの重点監査項目を設定しました。各重点監査項目と、主な監査内容は以下のとおりです。

- ① 現中期経営戦略完遂と新中期経営戦略に向けた準備
 - ・KDDIグループ経営方針で示された将来成長のための各変革／準備が着実に推進されながら、現中期経営戦略の目標達成が推進されたことを監査しました。
- ② 経営基盤強化
 - ・多様化するグループ会社状況と高度化する各種の社会規範・法令状況に即したグループ全体の内部統制システム進化を確認して、グループガバナンスの状況を監査しました。
 - ・各業務領域における人財開発と人財確保の進化状況を確認して、人財育成の状況を監査しました。
 - ・「働き方アップデート」と「フィロソフィアップデート」の浸透状況を確認して、「働き方」の進化の状況を監査しました。
 - ・各種の情報セキュリティ管理の適正性を確認して、情報セキュリティの状況を監査しました。
 - ・AIガバナンスの運用状況と進化を確認して、AIに係る状況を監査しました。
 - ・SSBJ開示対応への準備状況を確認して、サステナビリティ経営に関する状況を監査しました。
- ③ 設備システムの信頼性向上と業務効率改善の着実な推進
 - ・仮想化や自動化やAI活用などで高度化するNWインフラと運用技術の信頼性向上と大規模障害対策の準備状況を監査しました。また、来る少子高齢化時代に即したNWインフラ構築／設備更改・撤去の省力化・効率化のための業務プロセス変革推進状況についても監査しました。
- ④ 新しい環境の効果
 - ・経営新体制・本社移転など当事業年度に生じた主な会社環境変化に伴う向上効果を監査しました。

監査役会は、「業務監査」における監査活動を通じて、重点監査項目に関する情報を収集し、その結果を取締役会に報告しています。また、各監査役がそれぞれの監査活動において認識した特定部門固有の課題等は、取締役等と意見交換を通じて適宜フィードバックしています。

なお、事業報告に記載のとおり、当該事業年度に発覚した子会社における不適切な取引に起因し、財務報告に係る内部統制の不備が認識され、会社は再発防止策を策定しております。監査役会は、当該再発防止策の実施状況等について注視してまいります。

5. 実効性に関する評価と振り返り

監査役会は、監査役監査及び監査役会運営の現状を正しく理解し、その際に認識した課題を踏まえた上で継続的な改善に取り組むため、監査役監査活動の実効性に関する評価・振り返りを実施しています。第42期では、第41期同様に、評価者を全ての監査役と社外取締役としました。評価結果については、監査役会において今後の対応等の検討を行うとともに、評価者である社外取締役へのフィードバック及びその他の取締役に対する情報共有を目的として、取締役会にも報告しています。

<評価実施方法の概要>

監査役全員による自己評価及び社外取締役による評価を基に、監査役監査活動の実効性を点検しました。評価手法はアンケート形式であり、選択式の評価と自由記述を組み合わせてることにより、定量評価と定性評価の2つの側面から、監査役監査活動の効果検証及び課題発見に取り組んでいます。

<評価結果の概要>

アンケート結果はほぼポジティブであり、監査役監査活動の実効性は概ね確保されていると評価されました。第42期に発覚した子会社での不適切な取引を踏まえ「業務監査（子会社監査）」については、今後の更なる強化・改善に向けた種々の助言がありました。

<課題と改善>

第43期では、当該不適切取引事案に対する特別調査委員会の調査結果も踏まえ、今後ますます拡大する組織・複雑化する業務において不正の早期発見力を高めるべく、三様監査連携の在り方、監査対象とする子会社の範囲、子会社監査役との連携や外部専門家の起用を含む監査手法等を見直し、より高度で実効的な監査役監査を目指します。更に、グループガバナンスの基盤強化に向けたKDDIグループの内部統制と内部監査の拡充状況についても注視して参ります。

なお、アンケートでは「監査役監査の実施にあたって今後重点的に監査すべき事項」等についても意見を求めており、第43期における監査方針・監査計画の参考としてまいります。

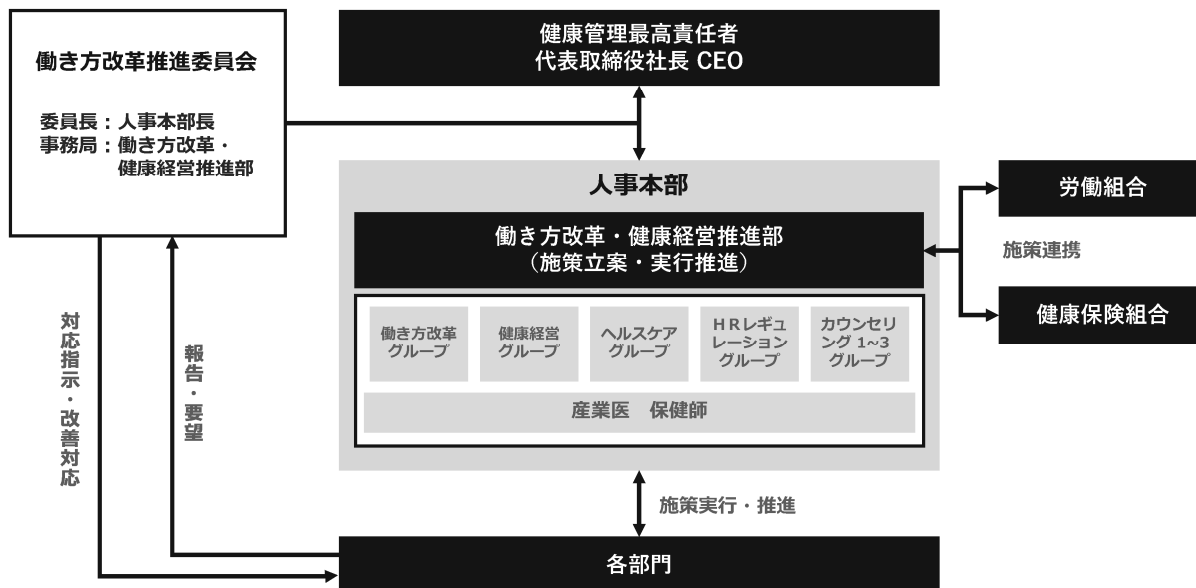
(ご参考) 健康経営の取組み

KDDIでは、お客さまの期待を超える感動を届け、豊かなコミュニケーション社会の発展に貢献する「社会的価値」、従業員の物心両面の幸福を追求し、豊かな未来に挑戦し続ける「企業価値」を高めるために、社員の活力と生産性向上による組織の活性化を図ることが重要な経営課題と捉えています。

社員一人ひとりの健康を組織で支える健康経営を推進することで、社員が健康で生き生きと働く風土・文化を醸成し、個人と組織のパフォーマンスを最大化し、企業の持続的な成長を目指しています。

健康経営の根幹となる社員の心とからだの健康づくりは、KDDI・健康保険組合・労働組合が一体となって推進していきます。

推進体制



以 上